第2章 地域概況

本施設の建設予定地及び周辺域の概況について、既存資料を基に表 2-1 に示す項目について整理した。

表2-1　地域概況調査項目

項目		調査事項
自然的条件	大気環境	気象、大気質、騒音・振動、悪臭に係る環境の状況
	水環境	水象、水質、底質に係る環境の状況
	土壌環境	地形、地質、土壌に係る環境の状況
	その他の事項	動植物・生態系、廃棄物、温室効果ガス等の概況
社会的条件	人口及び産業	人口及び産業の状況
	土地利用	土地利用の状況、都市計画の区域
	水域とその利用	河川、海域及び地下水の利水状況
	交通	道路網、自動車交通量の状況
	法指定等	環境の保全を目的として法令等及びそれにより指定された区域
	その他の事項	環境の保全上で配慮が必要な学校や病院等の施設の配置状況 史跡、文化財の状況

2-1 自然的条件

2-1-1 大気環境

(1) 気象

本地域は瀬戸内海式気候区に属し、比較的温暖で年間を通じて降水量は少なく、天気や湿度が安定している。

建設予定地の最寄りの気象観測所である熊取地域気象観測所（泉南郡熊取町朝代西）及び関空島地域気象観測所（泉南郡田尻町泉州空港中）の位置を図 2-1-1 に、気象の概況を表 2-1-1 及び表 2-1-2 に示す。

熊取地域気象観測所における降水量の平年値は1332.5㎜、平均気温は16.0℃、平均風速は2.3m/s、最多風向は南、日照時間は1947.3時間となっている。

関空島地域気象観測所における降水量の平年値は1220.3㎜、平均気温は17.0℃、平均風速は4.4m/s、最多風向は北東となっており、観測所の立地状況の相違で熊取地域気象観測所とは風況（風向風速）に差が見られる。

図2-1-1　気象観測所の位置

表2-1-1　熊取地域気象観測所の気象概況

要素	降水量	平均気温	日最高気温の平均	日最低気温の平均	平均風速	最多風向	日照時間
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(方位)	(時間)
統計期間	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020	1991～2020
資料年数	30	30	30	30	30	30	30
1月	50.6	5.3	8.8	1.8	2.7	南	122.9
2月	62.6	5.6	9.6	1.7	2.6	南	133.5
3月	107.5	8.9	13.4	4.4	2.6	南	172.2
4月	102.1	14.1	19.0	9.2	2.4	南	190.2
5月	138.0	18.8	23.7	14.1	2.1	南	195.7
6月	167.7	22.4	26.7	18.7	2.0	南	144.1
7月	162.1	26.5	30.6	23.0	2.2	南	183.3
8月	97.7	27.6	32.0	23.8	2.1	南	226.4
9月	157.8	23.7	28.2	20.0	1.9	南	159.3
10月	151.0	18.1	22.5	14.1	2.0	南	160.6
11月	84.3	12.7	16.9	8.7	2.1	南	138.3
12月	59.9	7.8	11.5	4.2	2.6	南	120.8
年	1332.5	16.0	20.3	12.0	2.3	南	1947.3

出典：「気象観測データ（https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=62&block_no=0606&year=&month=&day=&view=)」（令和6年4月閲覧、気象庁）

表2-1-2　関空島地域気象観測所の気象概況

要素	降水量	平均気温	日最高気温の平均	日最低気温の平均	平均風速	最多風向
	(mm)	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(方位)
統計期間	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020	2003～2020
資料年数	18	18	18	18	18	18
1月	39.9	6.6	9.3	4.0	5.3	西北西
2月	58.1	6.9	9.9	3.9	4.8	西北西
3月	90.2	9.5	13.2	6.2	4.7	北東
4月	82.7	14.3	18.4	10.7	4.4	北東
5月	122.1	19.1	23.4	15.6	3.9	南西
6月	148.4	22.8	26.7	20.0	3.7	南西
7月	168.1	26.6	30.3	24.1	4.0	南西
8月	92.8	28.3	32.4	25.6	4.0	南西
9月	130.7	25.2	28.6	22.5	4.2	北東
10月	153.3	19.9	23.0	17.1	4.5	北東
11月	74.0	14.8	17.5	11.9	4.5	北東
12月	60.1	9.4	12.0	6.7	5.5	西北西
年	1220.3	17.0	20.4	14.0	4.4	北東

出典：「気象観測データ(https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/nml_amd_ym.php?prec_no=62&block_no=1471&year=&month=&day=&view=)」（令和6年4月閲覧、気象庁）

(2) 大気質

① 大気汚染常時監視測定局の概要

建設予定地最寄りの大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局である「泉南市役所測定局」及び「南海団地測定局」がある。

各測定局の測定項目等の概要を表2-1-3に、測定局の位置を図2-1-2に示す。

表2-1-3　大気汚染測定局の概要

測定局名	所在地	用途地域	設置年度	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	風向・風速	種別	吸引口高さ（m）	風向風速計高さ（m）
泉南市役所	泉南市樽井1-1-1	住	昭63	●	●	●	●	●	一般	10	16
南海団地	阪南市舞4-6-14	住	昭61	●	●	●	●	●	一般	5	11

注）1. 2023 年 3 月 31 日時点の状況を示している。
2. 用途地域は「都市計画法」（1968 年、法律第 100 号）第８条に定める地域の用途区分をいい、表中の「住」は第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域を示している。
なお、泉南市役所測定局は第一種住居地域に、南海団地測定局は第一種低層住居専用地域に該当している。
3. 測定局の種別の「一般」は一般環境大気測定局を示している。
4. 「●」は測定項目を示している。
5. 上記測定局では一般環境大気質の他、ダイオキシン類の測定も実施している。

出典：「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（2024 年 4 月、大阪府）

図2-1-2　大気汚染測定局の位置

出典：「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（2024年4月、大阪府）

② 大気汚染常時監視測定局における測定結果

(ｱ) 二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素の主な発生源は、工場のボイラー、自動車の排ガス等である。

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下である。

泉南市役所測定局及び南海団地測定局における二酸化窒素の 2013 年度から 2022 年度の年平均値の経年変化は表 2-1-4 に示すとおりであり、両測定局ともに年平均値は年々減少傾向にある。

2022 年度の日平均値の年間 98%値 (*) は、泉南市役所測定局が 0.019ppm、南海団地測定局が 0.013ppm であり（表 2-1-5 参照）、両測定局ともに環境基準を達成している。

（＊）1 年間に得られた全ての日平均値を値の低い方から順に並べて 98%目に該当する日平均値。

表2-1-4　二酸化窒素の年平均値の経年変化

単位：ppm

測定局＼年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
泉南市役所	0.011	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
南海団地	0.007	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005

出典：「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（2024 年 4 月、大阪府）

表2-1-5　二酸化窒素の年間測定結果（2022年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	日平均値が 0.06ppm を超えた日数の割合	日平均値の年間 98%値	環境基準達成状況
	日	時間	ppm	ppm	日	%	ppm	達成○
泉南市役所	364	8626	0.007	0.049	0	0.0	0.019	○
南海団地	364	8643	0.005	0.044	0	0.0	0.013	○

注）環境基準の達成状況は長期的評価による。

出典：「大阪府の大気情報(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.osaka.lg.jp%2Fattach%2F5736%2F00408429%2Fgaiyou2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)」（令和 6 年 4 月閲覧、大阪府）

(ｲ) 一酸化窒素及び窒素酸化物（NO、NOx）

窒素酸化物（NO_X）は、物が高い温度で燃えたときに、空気中の窒素（N）と酸素（O_2）が結びついて発生する一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO_2）等の総称をいう。特に二酸化窒素（NO_2）は、高濃度のときに人の呼吸器（のど、気管、肺など）に悪影響を及ぼすため、二酸化窒素（NO_2）に関する環境基準を設けて、排出量の削減を実施している。一酸化窒素及び窒素酸化物には、環境基準は設けられてはいない。また、窒素酸化物は、光化学スモッグや酸性雨の原因物質の一つである。

泉南市役所測定局及び南海団地測定局における 2022 年度の一酸化窒素及び窒素酸化物の年間の測定結果を表 2-1-6 に示す。

泉南市役所測定局については一酸化窒素の年平均値は 0.001ppm、1 時間値の最高値は 0.030ppm、日平均値の年間 98%値は 0.004ppm であり、窒素酸化物の年平均値は 0.008ppm、1 時間値の最高値は 0.071ppm、日平均値の年間 98%値は 0.023ppm となっている。また、年平均値の二酸化窒素の窒素酸化物に対する比率（NO_2/[NO+NO_2]）は 85.8%であった。

南海団地測定局については一酸化窒素の年平均値は 0.001ppm、1 時間値の最高値は 0.030ppm、日平均値の年間 98%値は 0.002ppm であり、窒素酸化物の年平均値は 0.005ppm、1 時間値の最高値は 0.061ppm、日平均値の年間 98%値は 0.016ppm となっている。また、年平均値の二酸化窒素の窒素酸化物に対する比率（NO_2/[NO+NO_2]）は 88.6%であった。

窒素酸化物（NO+NO_2）を二酸化窒素の環境基準と比較すると下回っている。

表2-1-6　一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果（2022年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	一酸化窒素（NO）			窒素酸化物（NO＋NO_2）			
			年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値 NO_2/(NO+NO_2)
	日	時間	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	%
泉南市役所	364	8626	0.001	0.030	0.004	0.008	0.071	0.023	85.8
南海団地	364	8643	0.001	0.030	0.002	0.005	0.061	0.016	88.6

出典：「大阪府の大気情報(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.osaka.lg.jp%2Fattach%2F5736%2F00408429%2Fgaiyou2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)」（令和 6 年 4 月閲覧、大阪府）

(ｳ) 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質（SPM）は、粒径が10μm（1μmは1mの100万分の1）以下と微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。SPMには、工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがある。

環境基準は1時間値が1日の平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下である。

泉南市役所測定局及び南海団地測定局における浮遊粒子状物質の2013年度から2022年度の年平均値の経年変化は表2-1-7に示すとおりであり、両測定局ともに年平均値は年々減少傾向にある。

2022年度においては、泉南市役所測定局の1時間値の最高値が0.070mg/m^3、日平均値の２％除外値(*)が0.028mg/m^3、南海団地測定局の1時間値の最高値が0.081mg/m^3、日平均値の２％除外値が0.025mg/m^{3}となっており(表2-1-8参照)、両測定局ともに環境基準を達成している。

（＊）年間にわたる１日平均値のうち、測定値の高い方から有効測定日数の２％にあたる日数分の測定値を除外した値。

表2-1-7　浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

単位：mg/m^3

測定局＼年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
泉南市役所	0.022	0.021	0.019	0.017	0.017	0.017	0.013	0.013	0.013	0.013
南海団地	0.022	0.021	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014	0.015	0.013	0.013

出典：「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（2024年4月、大阪府）

表2-1-8　浮遊粒子状物質の年間測定結果（2022年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m^{3}を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が0.10mg/m^{3}を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況
	日	時間	mg/m^3	時間	%	日	%	mg/m^3	mg/m^3	有×、無○	達成○
泉南市役所	362	8665	0.013	0	0.0	0	0.0	0.070	0.028	○	○
南海団地	362	8662	0.013	0	0.0	0	0.0	0.081	0.025	○	○

注）環境基準の達成状況は長期的評価による。

出典：「大阪府の大気情報(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.osaka.lg.jp%2Fattach%2F5736%2F00408429%2Fgaiyou2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)」（令和6年4月閲覧、大阪府）

(ｴ) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5μm（1μm＝1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことである。発生源は、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。物の燃焼などによって直接排出されるもの（一次粒子）と、大気中のガス状物質が化学反応により生成されるもの（二次粒子）があり、国内の発生源だけでなく海外からの移流の影響もある。PM2.5については、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。

そのため、大気測定局ではPM2.5の濃度を測定しており、国の「注意喚起のための暫定的な指針」に定める指針値（1日平均値：70μg/m^3）を超えると予想された場合には、大阪府では以下の注意事項を呼びかけることとしている。

注意喚起時の行動の目安

・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ控える。

・換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気ができるだけ屋内にはいらないようにする。

・呼吸器系や循環器系疾患のある方、小さなお子様やお年寄りの方は、体調に応じてより慎重な行動をする。

環境基準は、1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下であること。

泉南市役所測定局及び南海団地測定局における微小粒子状物質の2013年度から2022年度の年平均値の経年変化は表2-1-9に示すとおりであり、両測定局ともに年平均値は近年減少傾向であったが、2022年度は上昇がみられた。

2022年度においては、泉南市役所測定局の年平均値が8.2μg/m^3、日平均値の年間98%値が17.8μg/m^3、南海団地測定局の年平均値が8.9μg/m^3、日平均値の年間98%値が18.1μg/m^{3}となっており（表2-1-10参照）、両測定局ともに環境基準を達成している。

表2-1-9　微小粒子状物質の年平均値の経年変化

単位：μg/m^3

年度／測定局	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
泉南市役所	16.2	15.3	14.6	13.3	13.4	13.0	11.2	9.7	7.9	8.2
南海団地	13.4	14.0	12.3	11.4	11.4	11.1	9.8	9.5	8.7	8.9

出典：「2022年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（2024年4月、大阪府）

表2-1-10　微小粒子状物質の年間測定結果（2022年度）

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35μg/m³を超えた日数	98%値評価による日平均値が35μg/m³を超えた日数	環境基準達成状況
	日	時間	μg/m³	μg/m³	日	日	達成○
泉南市役所	362	8675	8.2	17.8	0	0	○
南海団地	361	8669	8.9	18.1	1	0	○

注）環境基準の達成状況は長期的評価による。
出典：「大阪府の大気情報(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.osaka.lg.jp%2Fattach%2F5736%2F00408429%2Fgaiyou2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)」（令和６年４月閲覧、大阪府）

(オ) 光化学オキシダント（Ox）

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが太陽の紫外線により反応し、「光化学オキシダント」を生成して、大気が白くモヤがかかった状態になることである。濃度が高いと目やのどへの刺激が強くなる。光化学スモッグは、風が弱く、気温が高く、日差しが強い日に発生しやすい傾向がある。

環境基準は１時間値が 0.06ppm 以下であること。

泉南市役所測定局及び南海団地測定局における光化学オキシダントの 2013 年度から 2022 年度の昼間の年平均値の経年変化は表 2-1-11 に示すとおりであり、両測定局ともに昼間の年平均値は横這い状態である。

2022 年度においては、昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた時間数が泉南市役所測定局では 452 時間、南海団地測定局では 300 時間となっており（表 2-1-12 参照）、両測定局ともに環境基準は非達成であった。

光化学オキシダントの主な発生源は、窒素酸化物であり清掃工場も発生源の一つである。

表2-1-11　光化学オキシダントの昼間の年平均値の経年変化

単位：ppm

年度／測定局	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
泉南市役所	0.036	0.035	0.035	0.035	0.037	0.034	0.034	0.036	0.039	0.036
南海団地	0.040	0.037	0.037	0.037	0.038	0.038	0.037	0.038	0.038	0.036

出典：「2022 年度大気汚染常時監視測定局測定結果」（2024 年４月、大阪府）

表2-1-12　光化学オキシダントの測定結果（2022年度）

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準達成状況
	日	時間	日	時間	日	時間	ppb	ppb	達成○
泉南市役所	365	5412	92	452	1	1	124	50	×
南海団地	365	5413	67	300	0	0	109	47	×

出典：「大阪府の大気情報(https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.pref.osaka.lg.jp%2Fattach%2F5736%2F00408429%2Fgaiyou2.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK)」（令和６年４月閲覧、大阪府）

(カ) ダイオキシン類

ダイオキシン類の大気の汚染に係る環境基準は「0.6pg-TEQ/m^{3}以下」である。

泉南市役所測定局及び南海団地測定局におけるダイオキシン類の年平均値の経年変化は表2-1-13に示すとおりであり、泉南市役所測定局は近年減少傾向であったが、2022年度は上昇がみられた。南海団地測定局は概ね減少傾向である。

泉南市役所測定局の直近の測定結果は0.035pg-TEQ/m^3(2023年度)、南海団地測定局の直近の測定結果は0.0077pg-TEQ/m^3(2022年度) となっており、両測定局ともに環境基準を達成している。

表2-1-13　ダイオキシン類の年平均値の経年変化

単位：pg-TEQ/m^3

年度 測定局	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
泉南市役所	－	0.014	－	0.014	－	0.010	－	0.012	－	0.035
南海団地	0.013	－	0.0097	－	0.0089	－	0.0073	－	0.0077	－

注) 表中の数値は年平均値を示している。
出典：「ダイオキシン類の環境濃度調査結果(https://www.pref.osaka.lg.jp>kankyohozen>dioxn>dxn_chousa)」（令和6年4月閲覧、大阪府）

(3) 騒音

① 環境騒音

泉南市及び阪南市における平成25年度から令和4年度までの環境騒音の測定実施状況及び測定結果を表2-1-14に示す。

泉南市では、直近で令和元年度に全8地点で測定が実施されており、1地点で環境基準の超過が見られた。

阪南市では、直近で平成29年度に全5地点で測定が実施されており、全地点で環境基準を下回っていた。

表2-1-14　環境騒音の測定実施状況及び測定結果

単位：dB

区分	測定場所	地域	時間	基準値	年度									
					H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
泉南市	信達大苗代62	A	昼間	55	47	49	45	47	51	51	50	－	－	－
			夜間	45	40	**48**	41	42	45	39	39	－	－	－
	新家1414-276	A	昼間	55	47	43	46	45	51	47	47	－	－	－
			夜間	45	41	43	34	37	40	37	38	－	－	－
	信達市場111-1	A	昼間	55	48	44	40	37	53	51	50	－	－	－
			夜間	45	39	38	34	34	42	39	39	－	－	－
	幡代1-318-1	A	昼間	55	49	47	41	46	49	49	49	－	－	－
			夜間	45	41	40	38	39	45	42	42	－	－	－
	樽井3-6-2	B	昼間	55	41	43	39	46	47	40	40	－	－	－
			夜間	45	35	34	35	41	44	36	36	－	－	－
	樽井7-18-55	B	昼間	55	49	47	41	38	40	41	42	－	－	－
			夜間	45	45	42	37	34	39	38	38	－	－	－
	新家2948	C	昼間	60	**62**	**61**	**62**	60	**62**	**62**	60	－	－	－
			夜間	50	**58**	**60**	**57**	**54**	**60**	**58**	**56**	－	－	－
	男里7-1311-126	C	昼間	60	47	44	42	42	48	46	45	－	－	－
			夜間	50	46	40	38	36	40	39	39	－	－	－
阪南市	貝掛1251-1	A	昼間	55	－	47	－	－	47	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	36	－	－	35	－	－	－	－	－
	箱の浦1-76	A	昼間	55	－	45	－	－	46	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	36	－	－	35	－	－	－	－	－
	鳥取1183	B	昼間	55	－	42	－	－	47	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	37	－	－	39	－	－	－	－	－
	下出26-2	C	昼間	60	－	53	－	－	50	－	－	－	－	－
			夜間	50	－	46	－	－	47	－	－	－	－	－
	下出791-2	C	昼間	60	－	49	－	－	43	－	－	－	－	－
			夜間	50	－	42	－	－	35	－	－	－	－	－
	舞3-18-9	A	昼間	55	－	－	**57**	－	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	－	43	－	－	－	－	－	－	－
	箱作945	A	昼間	55	－	－	50	－	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	－	37	－	－	－	－	－	－	－
	桃の木台5	A	昼間	55	－	－	43	－	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	－	40	－	－	－	－	－	－	－
	自然田1416	B	昼間	55	－	－	52	－	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	－	－	40	－	－	－	－	－	－	－
	尾崎町8-488-11	C	昼間	60	－	－	48	－	－	－	－	－	－	－
			夜間	50	－	－	43	－	－	－	－	－	－	－
	緑ヶ丘2-15	A	昼間	55	45	－	－	48	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	35	－	－	39	－	－	－	－	－	－
	光陽台2-13	A	昼間	55	48	－	－	44	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	38	－	－	34	－	－	－	－	－	－
	箱作446	A	昼間	55	44	－	－	48	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	31	－	－	41	－	－	－	－	－	－
	箱作2860	A	昼間	55	50	－	－	52	－	－	－	－	－	－
			夜間	45	42	－	－	34	－	－	－	－	－	－
	尾崎町5-6	C	昼間	60	49	－	－	45	－	－	－	－	－	－
			夜間	50	47	－	－	36	－	－	－	－	－	－

注）1. 表中数値はL_{Aeq}（等価騒音レベル）を示している。
2. 地域類型は測定地点における「騒音に係る環境基準」による指定区分を示している。
「A」「B」「C」：各々、A地域、B地域、C地域
3. 「昼間」とは午前６時から午後10時まで、「夜間」とは午後10時から翌日の午前６時までをいう。
4. 基準値は「騒音に係る環境基準」を示している。
5. **赤字**は基準値超過を示している。

出典：「平成25年度～令和4年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部）

② 道路交通騒音

泉南市及び阪南市における平成25年度から令和4年度までの道路交通騒音の測定実施状況及び測定結果を表2-1-15に示す。

泉南市では、直近で令和元年度に全5地点で測定が実施されており、全地点で環境基準を下回っていた。

阪南市では、直近で令和4年度に全4地点で測定が実施されており、全地点で環境基準を下回っていた。

道路交通騒音の面的評価の結果は表2-1-16に示すとおりであり、令和4年度においては、泉南市では昼･夜間ともに基準値以下が95.4%、昼･夜間ともに基準値超過が1.0%となっており、阪南市では昼･夜間ともに基準値以下が100.0%、昼･夜間ともに基準値超過が0.0%であった。

表2-1-15　道路交通騒音の測定実施状況及び測定結果

単位：dB　単位：dB

区分	道路名	測定場所	地域類型	時間区分	基準値	年度									
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
泉南市	一般国道26号	信達市場1584-1	近	昼間	70	65	65	65	65	66	65	65	—	—	—
				夜間	65	60	61	58	59	59	58	58	—	—	—
	一般国道26号	樽井2-1	近	昼間	70	—	—	—	67	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	61	—	—	—	—	—	—
	府道泉佐野岩出線	男里5-381-1	近	昼間	70	66	65	64	64	**71**	**72**	67	—	—	—
				夜間	65	60	62	59	60	64	**67**	61	—	—	—
	府道泉佐野岩出線	信達金熊寺	近	昼間	70	—	—	—	—	59	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	46	—	—	—	—	—
	府道泉佐野岩出線	馬場2-12	近	昼間	70	—	—	—	—	—	63	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	59	—	—	—	—
	府道堺阪南線	男里3-335-1	近	昼間	70	70	**71**	**74**	69	69	69	70	—	—	—
				夜間	65	**66**	**67**	65	65	**69**	65	65	—	—	—
	府道樽井停車場樽井線	樽井6-1615	近	昼間	70	65	64	64	65	62	62	61	—	—	—
				夜間	65	59	60	58	61	56	51	53	—	—	—
	府道和歌山貝塚線	信達岡中733-6	近	昼間	70	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	54	—	—	—	—	—	—	—	—
	府道和泉砂川停車場線	信達牧野395	近	昼間	70	—	66	—	—	—	—	65	—	—	—
				夜間	65	—	59	—	—	—	—	57	—	—	—
阪南市	阪和自動車道	山中渓1280-16	近	昼間	70	—	—	52	—	—	—	54	—	—	65
				夜間	65	—	—	46	—	—	—	53	—	—	59
	一般国道26号（第二阪和国道）	自然田607	近	昼間	70	62	63	63	60	64	—	—	—	61	—
				夜間	65	56	56	56	57	57	—	—	—	54	—
	一般国道26号（第二阪和国道）	鳥取中582	近	昼間	70	—	—	65	—	—	—	—	66	—	—
				夜間	65	—	—	60	—	—	—	—	60	—	—
	一般国道26号（第二阪和国道）	桃の木台1-2-1	近	昼間	70	—	—	—	60	—	—	—	—	62	—
				夜間	65	—	—	—	56	—	—	—	—	57	—
	一般国道26号（第二阪和国道）	桃の木台2-3-6	近	昼間	70	—	—	—	64	—	—	—	—	66	—
				夜間	65	—	—	—	59	—	—	—	—	62	—
	一般国道26号（第二阪和国道）	桃の木台1	近	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	※府道和歌山阪南線（旧一般国道26号）	黒田430-12	近	昼間	70	68	69	68	67	67	65	67	66	64	66
				夜間	65	65	**67**	64	62	63	60	61	61	60	61
	※府道和歌山阪南線（旧一般国道26号）	箱作1117	近	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	※府道和歌山阪南線（旧一般国道26号）	鳥取中703	近	昼間	70	—	—	—	55	—	—	—	58	—	—
				夜間	65	—	—	—	49	—	—	—	50	—	—
	※府道和歌山阪南線（旧一般国道26号）	箱作	近	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	府道和歌山貝塚線	山中渓	近	昼間	70	64	—	—	—	63	—	—	—	—	—
				夜間	65	60	—	—	—	57	—	—	—	—	—
	府道和歌山貝塚線	和泉鳥取	近	昼間	70	65	—	—	—	65	—	—	—	—	65
				夜間	65	59	—	—	—	58	—	—	—	—	57
	府道自然田鳥取荘停車場線	石田281	近	昼間	70	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	56	—	—	—	—	—	—	—	—
	府道自然田鳥取荘停車場線	石田258-1	近	昼間	70	—	—	—	—	—	—	64	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	57	—	—	—
	府道堺阪南線	下出	近	昼間	70	66	—	—	—	68	—	—	—	—	66
				夜間	65	61	—	—	—	63	—	—	—	—	60
	府道鳥取吉見泉佐野線	尾崎町5-14	近	昼間	70	—	64	—	—	—	61	—	—	—	—
				夜間	65	—	57	—	—	—	55	—	—	—	—
	府道東鳥取南海線	自然田	近	昼間	70	—	66	—	—	—	64	—	—	—	—
				夜間	65	—	61	—	—	—	59	—	—	—	—
	府道尾崎停車場線	尾崎町1-18	近	昼間	70	—	—	58	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	49	—	—	—	—	—	—	—
	市道箱作駅前線	箱作3186	B	昼間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注）1. 表中数値はL_{Aeq}（等価騒音レベル）を示している。
2. 地域類型は測定地点における「騒音に係る環境基準」による指定区分を示している。
「近」：幹線交通を担う道路に近接する空間
「B」：B地域の道路に面する地域
3. 「昼間」とは午前６時から午後10時まで、「夜間」とは午後10時から翌日の午前６時までをいう。
4. 基準値は「騒音に係る環境基準」を示している。
5. **赤字**は基準値超過を示している。
6. ※を付した道路は2017年(平成29年)4月1日に国土交通省から大阪府に移管されている。

出典：「平成25年度～令和4年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部）

表2-1-16　道路交通騒音の面的評価

市町村名	年度	路線延長（km）	住居等戸数（戸）	昼･夜間とも基準値以下（%）	昼間のみ基準値以下（%）	夜間のみ基準値以下（%）	昼･夜間とも基準値超過（%）
泉南市	平成25年度	36.9	2,479	94.7	2.2	2.0	1.1
	平成26年度	37.2	2,600	95.5	1.6	1.9	1.0
	平成27年度	37.9	2,600	95.5	1.6	1.9	1.0
	平成28年度	35.3	2,600	94.7	1.4	3.3	0.5
	平成29年度	37.6	2,460	95.6	0.2	3.3	1.0
	平成30年度	38.3	2,461	95.7	0.0	3.4	0.9
	令和元年度	38.3	2,461	95.7	0.0	3.4	0.9
	令和２年度	38.3	2,461	95.4	0.0	3.6	1.0
	令和３年度	38.3	2,461	95.4	0.0	3.6	1.0
	令和４年度	38.3	2,461	95.4	0.0	3.6	1.0
阪南市	平成25年度	24.5	1,446	96.7	3.0	0.0	0.3
	平成26年度	30.0	2,672	96.9	3.0	0.0	0.1
	平成27年度	30.0	2,663	99.6	0.2	0.1	0.1
	平成28年度	30.0	2,672	99.9	0.0	0.1	0.0
	平成29年度	29.8	2,819	99.9	0.0	0.1	0.0
	平成30年度	29.8	2,941	100.0	0.0	0.0	0.0
	令和元年度	29.8	2,849	99.9	0.0	0.0	0.1
	令和２年度	29.8	2,818	100.0	0.0	0.0	0.0
	令和３年度	29.6	2,816	100.0	0.0	0.0	0.0
	令和４年度	29.6	2,756	100.0	0.0	0.0	0.0

出典：「平成25年度～令和4年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部）

(4) 振動

泉南市及び阪南市においては振動の測定は行われていないため、隣接する泉佐野市での測定結果をとりまとめた。

平成25年度から令和4年度までの道路交通振動の測定実施状況及び測定結果は表2-1-17に示すとおりであり、直近で令和4年度に全4地点で測定が実施されており、全地点で要請限度を下回っていた。

表2-1-17　道路交通振動の測定実施状況及び測定結果

単位：dB

区分	道路名	測定場所	区域区分	時間区分	限度値	年度									
						H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
泉佐野市	一般国道26号	中町4-1先	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	※一般国道170号 府道枚方富田林泉佐野線	上瓦屋450-1先	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	31	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	<30	—	—	—
	一般国道481号	高松西1-2080先	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	府道大阪臨海線	りんくう往来北1-20先	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	府道堺阪南線	下瓦屋6-1-21	2	昼間	70	—	39	—	—	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	<30	—	—	—	—	—	—	—	—
	府道大阪臨海線	新浜町15番地先	2	昼間	70	—	—	39	39	—	—	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	34	34	—	—	—	—	—	—
	一般国道26号	上瓦屋583	2	昼間	70	—	—	—	—	38	—	—	—	—	37
				夜間	65	—	—	—	—	<30	—	—	—	—	<30
	一般国道26号	新安松1-1-28	2	昼間	70	—	—	—	—	38	—	—	—	—	43
				夜間	65	—	—	—	—	<30	—	—	—	—	31
	府道大阪和泉泉南線	日根野2143	1	昼間	65	—	—	—	—	40	—	—	—	—	—
				夜間	60	—	—	—	—	<30	—	—	—	—	—
	府道泉佐野岩出線	りんくう往来南5-10	2	昼間	70	—	—	—	—	38	—	—	—	41	—
				夜間	65	—	—	—	—	32	—	—	—	30	—
	府道泉佐野熊取線	鶴原1156-1	1	昼間	65	—	—	—	—	35	—	—	—	—	36
				夜間	60	—	—	—	—	<30	—	—	—	—	<30
	一般国道481号	高松西1-2626-58	2	昼間	70	—	—	—	—	—	34	—	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	<30	—	—	—	—
	府道大阪和泉泉南線	中庄1102	1	昼間	65	—	—	—	—	—	44	—	—	—	—
				夜間	60	—	—	—	—	—	33	—	—	—	—
	府道土丸栄線	市場南504-10	1	昼間	65	—	—	—	—	—	31	—	—	—	—
				夜間	60	—	—	—	—	—	34	—	—	—	—
	府道枚方富田林泉佐野線	上瓦屋579-1	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	31	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	<30	—	—	—
	府道和歌山貝塚線	中庄1472	1	昼間	65	—	—	—	—	—	—	41	—	—	—
				夜間	60	—	—	—	—	—	—	33	—	—	—
	府道日根野羽倉崎線	長滝809	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	<30	—	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	<30	—	—	—
	府道大阪臨海線	住吉町	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	51	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	41	—	—
	府道泉佐野岩出線	大西2-2	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	<30	—	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	<30	—	—
	府道堺阪南線	鶴原2-11	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	41	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—
	府道新家田尻線	南中樫井334-15	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	41	—
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	<30	—
	府道大阪和泉泉南線(新)	日根野7005	2	昼間	70	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34
				夜間	65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30

注）1. 表中数値はL_{10}（振動レベルの80%レンジ上端値）を示している。
2. 区域区分は測定地点における振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度の区域の区分を示している。
「1」：第1種区域
「2」：第2種区域
3. 「昼間」とは午前６時から午後９時まで、「夜間」とは午後９時から翌日の午前６時までをいう。
4. 限度値は振動規制法に基づく道路交通振動に係る「要請限度」を示している。
5. ※を付した道路は一般国道170号と府道枚方富田林泉佐野線が重複している。

出典：「平成25年度～令和4年度環境騒音モニタリング調査結果報告書」（大阪府環境農林水産部）

(5) 悪臭

悪臭は「感覚公害」ともいわれ、物的被害を生ずることはまれである。その多くは心理的、精神的な影響が主体となっており、住民の衛生的で快適な生活環境に影響を及ぼすことから、苦情の発生件数も多くなっている。

「大阪府環境白書」（2023年版）によると、令和3年度に府内の市町村等が受け付けた悪臭に関する苦情件数は表2-1-18に示すとおり、全598件であった。会社・事業所に関する分類可能な産業について、発生源別の内訳は、製造業（185件）、宿泊業、飲食サービス業（76件）、サービス業（41件）の順で多い状況であった。

表2-1-18　大阪府における悪臭に関する苦情件数

発生源の種類		苦情件数
農業、林業		4
漁業		0
鉱業、採石業、砂利採取業		0
建設業		24
製造業		185
電気・ガス・熱供給・水道業		1
情報通信業		1
運輸業、郵便業		3
卸売・小売業		9
金融業、保険業		0
不動産業、物品賃貸業		2
学術研究、専門・技術サービス業		0
宿泊業、飲食サービス業		76
生活関連サービス業、娯楽業		7
教育、学習支援業		2
医療、福祉		4
複合サービス事業		1
サービス業（他に分類されないもの）		41
公務（他に分類されないもの）		1
分類不能の産業		7
会社・事業所以外	個人	63
	その他	14
	不明	153
合計		598

注）令和３年度の件数を示している。
出典：「大阪府環境白書（2023年版）」（2024年3月、大阪府）

2-1-2 水環境

(1) 水象

建設予定地周辺の水象を図2-1-3に示す。

建設予定地の西側を男里川が南から北に流れ、大阪湾に注いでいる。また、南側では大里川が大里川ポンプ場に流入している。

注）本図作成には国土地理院「電子地形図(タイル)」を使用した。

図2-1-3　建設予定地周辺の水象

出典：「国土数値情報　河川データ（平成21年度）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html)」（令和4年10月閲覧、国土交通省）

⑵ 水質

① 測定地点

令和4年度の大阪府における公共用水域の水質測定は、河川139地点、海域22地点、地下水184地点で実施されている。

これらのうち、建設予定地周辺における水質測定地点の位置を図2-1-4及び図2-1-5に示す。

② 河川水質

建設予定地周辺における河川の「令和４年度」の水質測定結果を表 2-1-19 及び表 2-1-20 に示す。

生活環境項目の環境基準の達成状況については、水素イオン濃度は男里川（男里川橋）、金熊寺川（男里橋）、菟砥川（西打合橋）、山中川（東打合橋）で未達成、溶存酸素量が大里川（河口水門）で未達成、生物化学的酸素要求量（75%値）が大里川（河口水門）、男里川（男里川橋）、金熊寺川（男里橋）で未達成、全亜鉛は男里川（男里川橋）で未達成であり、浮遊物質量、大腸菌群数、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は全地点で達成であった。

健康項目については、全地点にて全項目で環境基準を達成している。

③ 海域水質

建設予定地周辺における海域の水質測定結果を表 2-1-21 及び表 2-1-22 に示す。なお、本測定結果として、生活環境項目は「令和４年度」、健康項目はＡ－７（尾崎沖）が「令和４年度」、Ｃ－７（尾崎港内）が「令和２年度」に実施された結果を記載している。

生活環境項目の環境基準の達成状況については、水素イオン濃度、溶存酸素量、化学的酸素要求量（75%値）がＡ－7 で未達成、その他の項目（海域Ａに指定されているＡ－７のみが対象）は全て達成であった。

健康項目については、全地点にて全項目で環境基準を達成している。

④ 地下水質

建設予定地周辺における地下水質の測定結果は表 2-1-23 に示すとおりであり、全地点にて全項目で環境基準を達成している。

注）本図作成には国土地理院「電子地形図（タイル）」を使用した。

図2-1-4　建設予定地周辺の公共用水域の水質測定地点

出典：「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和4年3月、大阪府）

図2-1-5　建設予定地周辺の地下水質の測定地点

出典：「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和4年3月、大阪府）

表2-1-19　河川水質の測定結果（生活環境項目）

河川名	大里川	男里川	金熊寺川	菟砥川	山中川	環境基準値（A類型）（生物B）
地点名	河口水門	男里川橋	男里橋	西打合橋	東打合橋	
類型	－	A	A	A	A	
類型（水生生物）	－	生物B	生物B	生物B	生物B	
水素イオン濃度（pH）	**(7.5～8.0)** [-/8]	**(7.1～9.0)** [5/24]	**(7.1～8.9)** [2/24]	**(7.0～9.6)** [2/24]	**(6.9～9.3)** [5/24]	6.5以上 8.5以下
溶存酸素量（DO）mg/L	7.4 **(2.7～10)** [-/4]	12 **(9.4～15)** [0/12]	11 **(10～15)** [0/12]	13 **(8.4～24)** [0/12]	12 **(9.5～15)** [0/12]	7.5 mg/L以上
生物化学的酸素要求量（BOD）mg/L	5.3**<5.1>** (2.9～8.3) [-/4]	1.8**<2.2>** (0.5～3.3) [4/12]	1.7**<2.2>** (0.6～3.6) [4/12]	1.6**<1.8>** (0.7～2.9) [3/12]	1.1**<1.5>** (<0.5～2.2) [1/12]	2 mg/L以下
化学的酸素要求量（COD）mg/L	9.8 (8.2～11) [-/4]	4.4 (3.3～5.5) [-/12]	5.0 (3.6～7.0) [-/12]	4.0 (3.3～5.1) [-/12]	3.4 (2.7～4.5) [-/12]	－
浮遊物質量（SS）mg/L	4 **(2～7)** [-/4]	3 **(1～5)** [0/12]	4 **(1～10)** [0/12]	2 **(<1～4)** [0/12]	1 **(<1～2)** [0/12]	25 mg/L以下
大腸菌群数 MPN/100mL	***	5.7×10^{1} **(3.0×10^{0}～3.9×10^{2})** [1/12]	1.5×10^{2} **(6.0×10^{0}～6.1×10^{2})** [2/12]	2.4×10^{2} **(2.0×10^{0}～8.6×10^{2})** [3/12]	1.4×10^{2} **(2.0×10^{0}～6.6×10^{2})** [3/12]	1,000MPN/100mL以下
全窒素 mg/L	1.3 (1.2～1.3) [-/2]	1.5 (0.98～1.8) [-/4]	1.6 (1.2～2.2) [-/4]	1.9 (1.7～2.4) [-/4]	1.2 (0.76～1.9) [-/4]	－
全りん mg/L	0.14 (0.096～0.18) [-/2]	0.093 (0.067～0.12) [-/4]	0.095 (0.074～0.11) [-/4]	0.17 (0.12～0.28) [-/4]	0.071 (0.051～0.085) [-/4]	－
全亜鉛（水生生物）mg/L	**0.009** (0.009～0.009) [-/1]	**0.045** (0.017～0.084) [2/4]	**0.007** (0.006～0.009) [0/4]	**0.007** (0.004～0.008) [0/4]	**0.005** (0.004～0.007) [0/4]	0.03 mg/L以下
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ（水生生物）mg/L	***	**0.00006** (<0.00006～<0.00006) [0/2]	**<0.00006** (<0.00006～<0.00006) [0/2]	**<0.00006** (<0.00006～<0.00006) [0/2]	**<0.00006** (<0.00006～<0.00006) [0/2]	0.002mg/L以下
直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩(LAS)（水生生物）mg/L	***	**0.0020** (0.0016～0.0024) [0/2]	**0.0014** (0.0006～0.0022) [0/2]	**0.0034** (0.0007～0.0060) [0/2]	**0.0008** (<0.0006～0.0010) [0/2]	0.05mg/L以下

注）1. 令和4年度の測定結果を示している。
2. 表中の数値は年平均値を示している。
3. (　)内の数字は、日間平均値の最小値～最大値を示している。
4. 生物化学的酸素要求量（BOD）の<　>内は75%値を示している。
5. [　]内は、[環境基準を超えた検体数/総検体数]を示している。
6. 表中の「－」は、環境基準の対象外であることを示している。
7. 表中の「***」は、測定を行っていないことを示している。
8. 表中の**太字**は環境基準の評価対象の測定値を示している。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年3月、大阪府）

表2-1-20　河川水質の測定結果（健康項目）

単位：mg/L

河川名	大里川	男里川	金熊寺川	菟砥川	山中川	環境基準値
地点名	河口水門	男里川橋	男里橋	西打合橋	東打合橋	
カドミウム	**<0.0003**　(<0.0003～<0.0003)　[0/2]					0.003 以下
全シアン	N.D　(**N.D～N.D**)　[0/2]					検出されないこと
鉛	<0.005 (<0.005～<0.005) [0/4]	**<0.005**　(<0.005～<0.005)　[0/2]				0.01 以下
六価クロム	**<0.01**　(<0.01～<0.01)　[0/2]					0.05 以下
砒素	**<0.005**　(<0.005～<0.005)　[0/2]					0.01 以下
総水銀	**<0.0005**　(<0.0005～<0.0005)　[0/2]					0.0005 以下
アルキル水銀	***					検出されないこと
PCB	N.D　(**N.D～N.D**)　[0/1]					検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]					0.02 以下
四塩化炭素	**<0.0002**　(<0.0002～<0.0002)　[0/2]					0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	**<0.0004**　(<0.0004～<0.0004)　[0/2]					0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]					0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.004**　(<0.004～<0.004)　[0/2]					0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	**<0.0005**　(<0.0005～<0.0005)　[0/2]					1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	**<0.0006**　(<0.0006～<0.0006)　[0/2]					0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.001**　(<0.001～<0.001)　[0/2]					0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.0005**　(<0.0005～<0.0005)　[0/2]					0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	**<0.0002**　(<0.0002～<0.0002)　[0/1]					0.002 以下
チウラム	**<0.0006**　(<0.0006～<0.0006)　[0/1]					0.006 以下
シマジン	**<0.0003**　(<0.0003～<0.0003)　[0/1]					0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/1]					0.02 以下
ベンゼン	**<0.001**　(<0.001～<0.001)　[0/2]					0.01 以下
セレン	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]					0.01 以下
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	**0.48** (0.14～ 0.81) [0/2]	**0.98** (0.65～1.3) [0/2]	**0.95** (0.90～1.0) [0/2]	**1.8** (1.5～2.1) [0/2]	**1.1** (0.57～1.6) [0/2]	10 以下
ふっ素	**0.15** (0.11～ 0.18) [0/2]	**0.15** (0.14～ 0.16) [0/2]	**0.18** (0.14～ 0.21) [0/2]	**0.14** (0.13～ 0.15) [0/2]	**0.16** (0.16～ 0.16) [0/2]	0.8 以下
ほう素	**0.13** (0.11～ 0.14) [0/2]	**0.15** (0.12～ 0.18) [0/2]	**0.28** (0.07～ 0.48) [0/4]	**0.05** (0.05～ 0.05) [0/2]	**0.14** (0.07～ 0.20) [0/2]	1 以下
1,4-ジオキサン	**<0.005**　(<0.005～<0.005)　[0/2]					0.05 以下

注）1.令和４年度の測定結果を示している。
　　2.表中の数値は年平均値を示している。
　　3.(　)内の数字は、日間平均値の最小値～最大値を示している。
　　4.[　]内は、[環境基準を超えた検体数/総検体数]を示している。
　　5.表中の「***」は、測定を行っていないことを示している。
　　6.表中の**太字**は環境基準の評価対象の測定値を示している。

出典：「令和４年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和６年３月、大阪府）

表2-1-21　海域水質の測定結果（生活環境項目）

測定地点		Ａ－７（尾崎沖）	環境基準値（海域Ａ）（海域Ⅱ）（海域生物特Ａ）	Ｃ－７（尾崎港内）	環境基準値（海域Ｃ）
水域名		大阪湾（４）		尾崎港	
環境基準		海域Ａ		海域Ｃ	
水域名	（全窒素・全りん）	大阪湾（ハ）		大阪湾（ハ）	
環境基準		海域Ⅱ		－	
水域名	（水生生物の保全）	大阪湾（ハ）		大阪湾（全域）	
環境基準		海域生物特Ａ		－	
水素ｲｵﾝ濃度（pH）	表層	**(8.1～8.4)**[2/12]	7.8 以上 8.3 以下	**(8.0～8.3)**[0/12]	7.0 以上 8.3 以下
	底層	**(7.9～8.2)**[0/12]		***	
溶存酸素量（DO）mg/L	表層	**8.4(5.9～10)**[3/12]	7.5 mg/L 以上	**7.5(3.8～11)**[0/12]	2 mg/L 以上
	底層	**7.0(3.4～10)**[7/12]		***	
	最下	**7.0(3.4～10)**[7/12]		**7.5(3.8～11)**[0/12]	
化学的酸素要求量（COD）mg/L	表層	2.4(1.4～3.0)[10/12]	2 mg/L 以下	2.4(1.9～3.3)[0/12]	8 mg/L 以下
	底層	2.0(1.4～2.8)[6/12]		***	
	75%値	**2.4**		**2.6**	
大腸菌群数 MPN/100mL	表層	1.0×10^{0} **(<1～1.0×10^{0})** [0/12]	1,000MPN/100mL 以下	***	－
ｎ－ヘキサン抽出物質（油分）mg/L	表層	N.D **(N.D～N.D)** [0/12]	検出されないこと	<0.5 (0.5～0.5) [-/2]	－
全窒素 mg/L	表層	**0.19** (0.13～0.28) [0/12]	0.3 mg/L 以下	0.25 (0.19～0.32) [-/4]	－
	底層	0.19 (0.14～0.24) [0/12]		***	
全りん mg/L	表層	**0.024** (0.017～0.033) [3/12]	0.03 mg/L 以下	0.033 (0.029～0.037) [-/4]	－
	底層	0.027 (0.016～0.041) [4/12]		***	
全亜鉛（水生生物）mg/L	表層	**0.004** (0.001～0.011) [1/4]	0.01 mg/L 以下	0.004 (0.004～0.004) [-/2]	－
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ（水生生物）mg/L	表層	**<0.00006** (<0.00006～<0.00006)[0/2]	0.0007mg/L 以下	<0.00006 (<0.00006～<0.00006)[-/2]	－
直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩（LAS）（水生生物）mg/L	表層	**<0.0006** (<0.0006～<0.0006) [0/2]	0.006mg/L 以下	0.0009 (<0.0006～0.0012) [-/2]	－

注）1. 令和４年度の測定結果を示している。
2. 表中の数値は年平均値を示している。
3. (　)内の数字は、日間平均値の最小値～最大値を示している。
4. 化学的酸素要求量（COD）の 75%値は全層の平均値を示している。
5. [　]内は、[環境基準を超えた検体数/総検体数]を示している。
6. 表中の「－」は、環境基準の対象外であることを示している。
7. 表中の「***」は、測定を行っていないことを示している。
8. 表中の**太字**は環境基準の評価対象の測定値を示している。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年3月、大阪府）

表2-1-22　海域水質の測定結果（健康項目）

単位：mg/L

測定地点	Ａ－７(尾崎沖)	Ｃ－７(尾崎港内)	環境基準値
水域名	大阪湾(４)	尾崎港	
カドミウム	**<0.0003**　(<0.0003～<0.0003)　[0/2]		0.003 以下
全シアン	N.D　**(N.D～N.D)**　[0/2]		検出されないこと
鉛	**<0.005**　(<0.005～<0.005)　[0/2]		0.01 以下
六価クロム	**<0.01**　(<0.01～<0.01)　[0/2]		0.05 以下
砒素	**<0.005**　(<0.005～<0.005)　[0/2]		0.01 以下
総水銀	**<0.0005**　(<0.0005～<0.0005)　[0/2]		0.0005 以下
アルキル水銀	***		検出されないこと
PCB	N.D　**(N.D～N.D)**　[0/1]		検出されないこと
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]		0.02 以下
四塩化炭素	**<0.0002**　(<0.0002～<0.0002)　[0/2]		0.002 以下
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	**<0.0004**　(<0.0004～<0.0004)　[0/2]		0.004 以下
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]		0.1 以下
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.004**　(<0.004～<0.004)　[0/2]		0.04 以下
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	**<0.0005**　(<0.0005～<0.0005)　[0/2]		1 以下
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	**<0.0006**　(<0.0006～<0.0006)　[0/2]		0.006 以下
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.001**　(<0.001～<0.001)　[0/2]		0.01 以下
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	**<0.0005**　(<0.0005～<0.0005)　[0/2]		0.01 以下
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	**<0.0002**　(<0.0002～<0.0002)　[0/2]		0.002 以下
チウラム	**<0.0006**　(<0.0006～<0.0006)　[0/2]		0.006 以下
シマジン	**<0.0003**　(<0.0003～<0.0003)　[0/2]		0.003 以下
ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]		0.02 以下
ベンゼン	**<0.001**　(<0.001～<0.001)　[0/2]		0.01 以下
セレン	**<0.002**　(<0.002～<0.002)　[0/2]		0.01 以下
硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	**<0.08**　(<0.08～<0.08)　[0/12]	**0.16**　(<0.08～0.29)　[0/4]	10 以下
ふっ素	1.2　(1.1～1.2)　[-/2]	1.2　(1.2～1.2)　[-/2]	－(海域は対象外)
ほう素	4.1　(4.0～4.1)　[-/2]	4.7　(4.3～5.1)　[-/2]	－(海域は対象外)
1,4-ジオキサン	**<0.005**　(<0.005～<0.005)　[0/2]		0.05 以下

注）1. Ａ－７は「令和４年度」、Ｃ－７は「令和２年度」の測定結果を示している。
2. 表中の数値は年平均値を示している。
3. (　)内の数字は、日間平均値の最小値～最大値を示している。
4. [　]内は、[環境基準を超えた検体数/総検体数]を示している。
5. 表中の「－」は、環境基準の対象外であることを示している。
6. 表中の「***」は、測定を行っていないことを示している。
7. 表中の**太字**は環境基準の評価対象の測定値を示している。

出典：「令和２年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和４年３月、大阪府）
「令和４年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和６年３月、大阪府）

表2-1-23　地下水質の測定結果

項目	測定地点		環境基準値
	泉南市信達牧野	泉佐野市上之郷	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
全シアン	N.D	N.D	検出されないこと。
鉛	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	0.05mg/L 以下
砒素	<0.005	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	***	***	検出されないこと。
ＰＣＢ	N.D	N.D	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2－ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1－ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	0.1mg/L 以下
1,2－ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2－トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3－ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.08	3.2	10mg/L 以下
ふっ素	0.14	0.25	0.8mg/L 以下
ほう素	0.02	<0.02	1mg/L 以下
1,4－ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05mg/L 以下

注）1.令和４年度の測定結果を示している。
　　2.各地点とも年１回の測定を実施している。
　　3.表中の「***」は、測定を行っていないことを示している。

出典：「令和4年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和6年3月、大阪府）

(3) 底質

大阪府における公共用水域の底質の測定は、河川 50 地点、海域 15 地点で実施されている。

これらのうち、建設予定地周辺における測定地点は、男里川の男里川橋、大阪湾のＡ－７（尾崎沖）であり(図 2-1-4 参照)、当該地点の令和 4 年の測定結果は表 2-1-24 に示すとおりである。

表2-1-24　底質の測定結果

項目			男里川（男里川橋）	大阪湾（Ａ－７）	
健康項目	カドミウム	mg/kg		0.48	
	全シアン	mg/kg		<0.1	
	鉛	mg/kg		34	
	砒素	mg/kg		9.8	
	総水銀	mg/kg	0.02	0.23	
	アルキル水銀	mg/kg		<0.01	
	PCB	mg/kg	<0.01	<0.01	
一般項目	pH	－		7.9	7.6
	CODsed	mg/kg		25	26
	硫化物	mg/kg		0.39	0.74
	含水率	%	15.0	70	70
	強熱減量	%		9.7	8.8
	酸化還元電位	mV		-420	-415
	総クロム	mg/kg		88	77
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質	mg/kg		0.8	
	全窒素	mg/kg		2.9	
	全りん	mg/kg		0.65	
溶出試験　総水銀		mg/L		<0.0005	

注）1.令和４年度の測定結果を示している。
　　2.大阪湾（Ａ－７）は年２回の測定を実施している。
出典：「令和４年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（令和６年３月、大阪府）

(4) ダイオキシン類

大阪府による建設予定地周辺における河川及び海域の水質及び底質のダイオキシン類の測定は、河川については男里川の男里川橋、海域については大阪湾のＡ－７（尾崎沖）で行われている。

各々の直近の測定結果は表 2-1-25 に示すとおりであり、水質、底質ともに環境基準を達成している。

表2-1-25　ダイオキシン類の測定結果

河川名 水域名	測定地点	水質（pg-TEQ/L）		底質（pg-TEQ/g）		測定年度
		年平均値	環境基準値	年平均値	環境基準値	
男里川	男里川橋	0.16	1	0.62	150	令和４年度
大阪湾（４）	Ａ－７ (尾崎沖)	0.046		7.5		令和４年度

注）両測定地点ともに直近の測定年度の結果を示している。
出典：「ダイオキシン類の環境濃度調査結果（https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/dioxn/dxn_chousa.html）」（令和６年４月閲覧、大阪府）

2-1-3 土壌環境

(1) 地形

建設予定地周辺の地形分類は図 2-1-6 に示すとおりであり、建設予定地は「三角州性低地」となっている。液状化への対応が必要になる可能性がある。

(2) 地質

建設予定地周辺の表層地質は図 2-1-7 に示すとおりであり、建設予定地は「泥」となっている。液状化への対応が必要になる可能性がある。

(3) 土壌

建設予定地周辺の土壌分類は図 2-1-8 に示すとおりであり、建設予定地は「市街地」となっている。

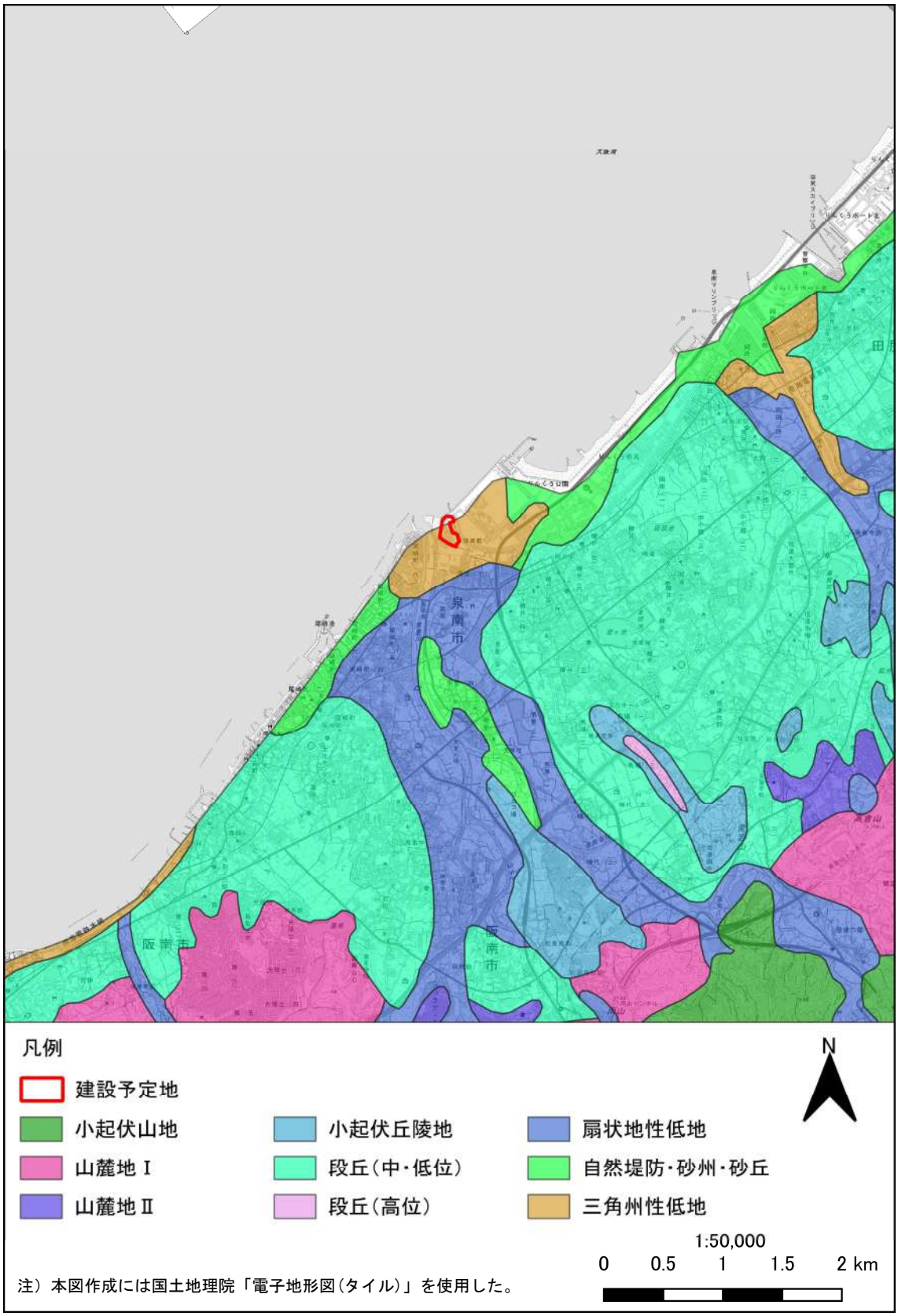

図2-1-6　地形分類図

出典：「20万分の1土地分類基本調査(地形分類図)大阪(1976)（https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/l_national_map_20-1.html#prefecture27)」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

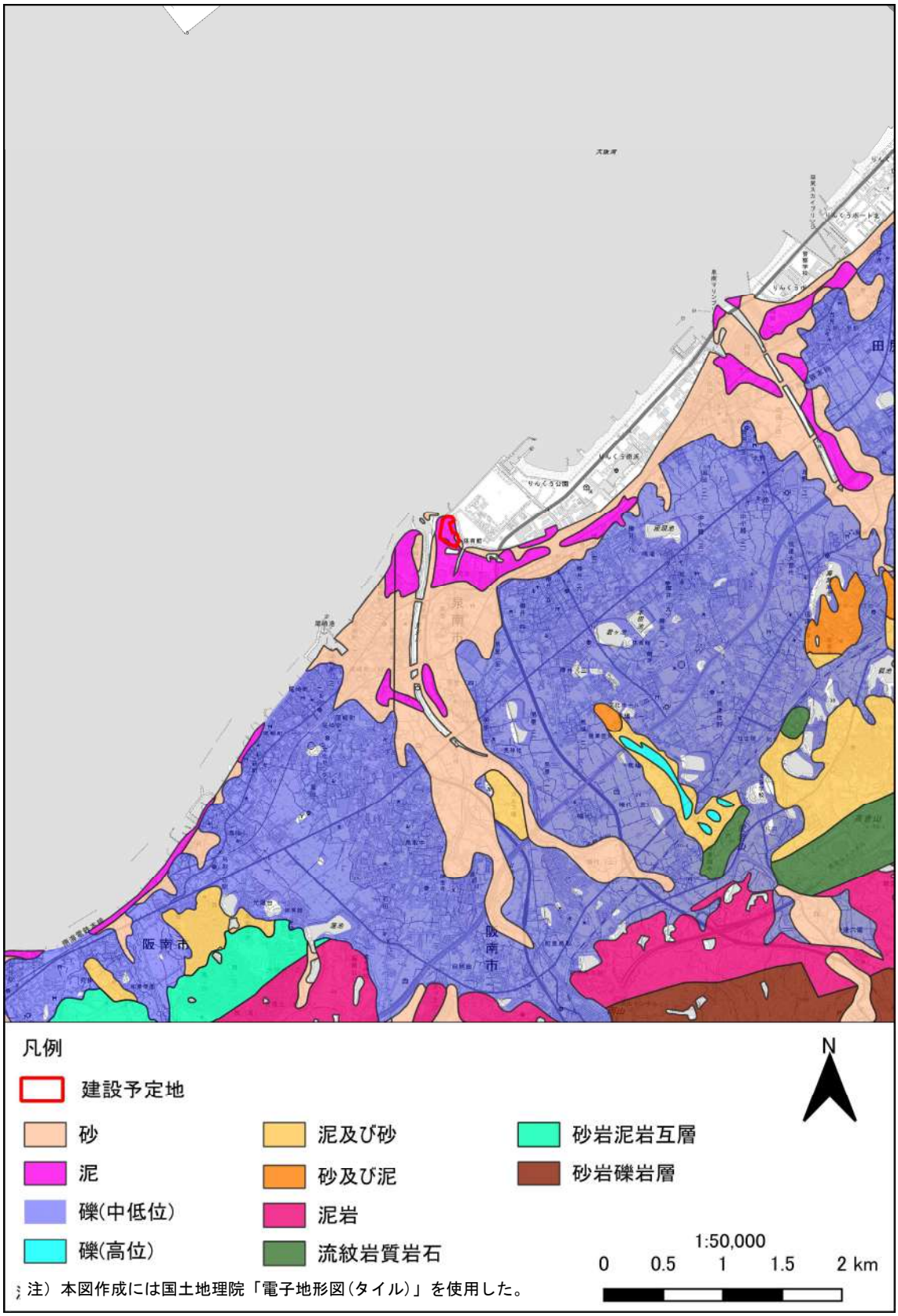

図2-1-7　表層地質図

出典：「5 万分の 1 都道府県土地分類基本調査(表層地質図)(岸和田)近畿(1976) (https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/download.html)」（令和 6 年 4 月閲覧、国土交通省）

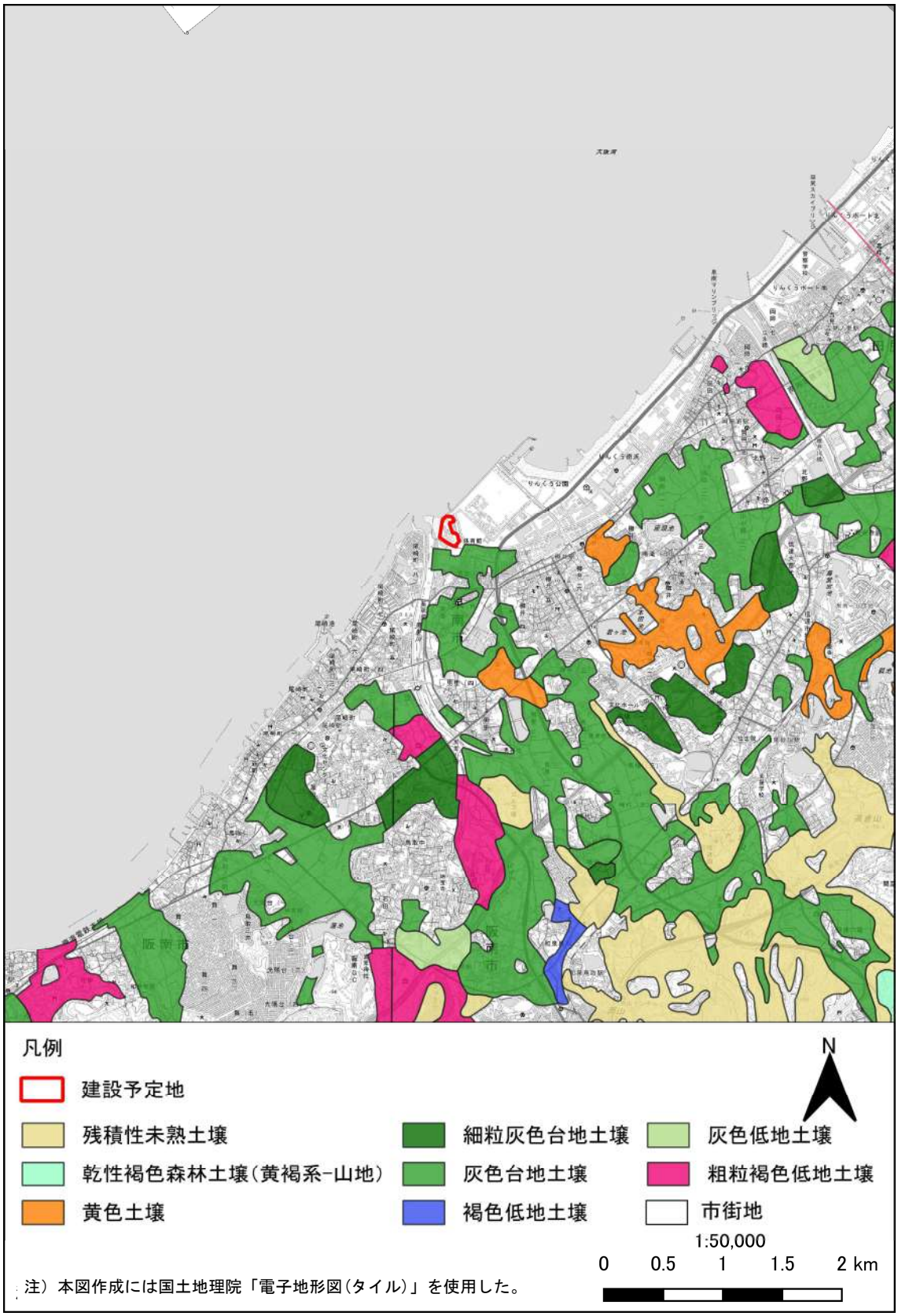

図2-1-8　土壌分類図

出典：「5万分の1都道府県土地分類基本調査(土壌分類図)(尾崎)近畿(1976)（https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/download.html)」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

2-1-4 その他の事項

(1) 動物

次期ごみ処理施設建設にあたり、文献調査により泉南市、阪南市及びその周辺地域で確認されている重要な動物を表 2-1-26 に示す。

確認された重要種はそれぞれ、哺乳類 3 種、鳥類 28 種、爬虫類 1 種、両生類 5 種、昆虫類 40 種、魚類 11 種、陸産貝類 7 種、淡水産貝類 3 種であった。生育地域等は捕獲される可能性があるため公開されていない。

現工場が稼働中であるが、影響は確認されていない。建設予定の新施設の規模は現工場より小さく、環境負荷が小さくなることから影響がないと考えられる。

表2-1-26　泉南市、阪南市及びその周辺地域で確認された重要な動物

分　類	カテゴリー	種　　名
哺乳類	絶滅危惧Ⅰ類	ｷﾂﾈ
	準絶滅危惧	ｶﾔﾈｽﾞﾐ、ｱﾅｸﾞﾏ
鳥類	絶滅危惧Ⅰ類	ｻｼﾊﾞ
	絶滅危惧Ⅱ類	ﾖｼｺﾞｲ、ﾋｸｲﾅ、ﾖﾀｶ、ｼﾛﾁﾄﾞﾘ、ﾀﾏｼｷﾞ、ｱｵﾊﾞｽﾞｸ、ｻﾝｼｮｳｸｲ、ｺｻﾒﾋﾞﾀｷ
	準絶滅危惧	ﾀｹﾞﾘ、ｲｶﾙﾁﾄﾞﾘ、ｺﾁﾄﾞﾘ、ﾀｼｷﾞ、ｲｿｼｷﾞ、ﾉｽﾘ、ｵｵｱｶｹﾞﾗ、ｺﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ、ﾋﾊﾞﾘ、ｺｼｱｶﾂﾊﾞﾒ、ｾﾝﾀﾞｲﾑｼｸｲ、ｵｵﾖｼｷﾘ、ｾｯｶ、ｺﾞｼﾞｭｳｶﾗ、ｶﾜｶﾞﾗｽ、ﾄﾗﾂｸﾞﾐ、ﾎｵｱｶ、ｶｼﾗﾀﾞｶ、ﾐﾔﾏﾎｵｼﾞﾛ
爬虫類	準絶滅危惧	ﾔﾏｶｶﾞｼ
両生類	絶滅危惧Ⅰ類	ｶｽﾐｻﾝｼｮｳｳｵ※
	絶滅危惧Ⅱ類	ﾆﾎﾝｱｶｶﾞｴﾙ
	準絶滅危惧	ﾄﾉｻﾏｶﾞｴﾙ、ｼｭﾚｰｹﾞﾙｱｵｶﾞｴﾙ、ﾂﾁｶﾞｴﾙ
昆虫類	絶滅危惧Ⅰ類	ｵｵｷﾄﾝﾎﾞ、ｺﾊﾞﾈｱｵｲﾄﾄﾝﾎﾞ
	絶滅危惧Ⅱ類	ﾅﾆﾜﾄﾝﾎﾞ、ｷﾄﾝﾎﾞ、ｱｵﾔﾝﾏ、ｳﾗﾅﾐｱｶｼｼﾞﾐ、ｵｸﾞﾏｻﾅｴ、ﾊﾈﾋﾞﾛｴｿﾞﾄﾝﾎﾞ、ﾙｲｽﾂﾌﾞｹﾞﾝｺﾞﾛｳ、ｵｵﾐｽﾞｽﾏｼ、ﾐｽﾞｽﾏｼ
	準絶滅危惧	ﾋﾒｻﾅｴ、ｱｷｱｶﾈ、ｳﾁﾜﾔﾝﾏ、ｷｲﾄﾄﾝﾎﾞ、ﾄﾗﾌﾄﾝﾎﾞ、ﾅﾂｱｶﾈ、ﾉｼﾒﾄﾝﾎﾞ、ﾊﾙｾﾞﾐ、ﾋﾒｱｶﾈ、ﾖﾂﾎﾞｼﾄﾝﾎﾞ、ｵｵﾁｬﾊﾞﾈｾｾﾘ、ｵｵﾙﾘﾎﾞｼﾔﾝﾏ、ｾｽｼﾞｲﾄﾄﾝﾎﾞ、ｻﾗｻﾔﾝﾏ、ﾊﾝﾐｮｳ、ﾌﾀｽｼﾞｻﾅｴ、ﾎｿﾊﾞｾｾﾘ、ﾏﾙﾀﾝﾔﾝﾏ、ﾐﾄﾞﾘｼｼﾞﾐ、ｵｵﾑﾗｻｷ、ｵﾂﾈﾝﾄﾝﾎﾞ、ｶﾄﾘﾔﾝﾏ、ﾏｲｺｱｶﾈ、ｱｻﾏｷｼﾀﾊﾞ、ｺﾌｷﾄﾝﾎﾞ、ﾀﾍﾞｻﾅｴ、ﾎｿﾐｲﾄﾄﾝﾎﾞ
	情報不足	ｱｼｼﾞﾏｶﾈﾀﾀｷ、ｳｽﾋﾗﾀｺﾞｷﾌﾞﾘ
魚類	絶滅危惧Ⅱ類	ﾆﾎﾝｳﾅｷﾞ、ﾐﾅﾐﾒﾀﾞｶ、ｸﾛﾖｼﾉﾎﾞﾘ
	準絶滅危惧	ｼﾏﾄﾞｼﾞｮｳ、ﾀﾓﾛｺ、ｱﾕ、ｷﾞｷﾞ、ﾅﾏｽﾞ、ﾄﾞｼﾞｮｳ
	情報不足	ﾎﾞｳｽﾞﾊｾﾞ、ｳｸﾞｲ
陸産貝類	絶滅危惧Ⅰ類	ｵｵｷﾞｾﾙ、ｷｾﾙｶﾞｲﾓﾄﾞｷ
	絶滅危惧Ⅱ類	ｹﾊﾀﾞﾋﾞﾛｳﾄﾞﾏｲﾏｲ、ｲﾉｳｴﾔﾏﾄｶﾞｲ
	準絶滅危惧	ﾎｿﾋﾒｷﾞｾﾙ、ﾅｶﾞｵｶﾓﾉｱﾗｶﾞｲ
	情報不足	ﾋﾒﾀﾏｺﾞﾏｲﾏｲ
淡水産貝類	絶滅危惧Ⅰ類	ﾓﾉｱﾗｶﾞｲ
	絶滅危惧Ⅱ類	ﾏｼｼﾞﾐ、ｵｵﾀﾆｼ

※ ：「カスミサンショウウオ」はヤマトサンショウウオ等に分類されたが、「大阪府レッドリスト　2014」作成当時は分類がされておらず、種が不明確であるため「カスミサンショウ」とした。

出典：「大阪府レッドリスト　2014」（平成 26 年 3 月、大阪府）
「第 2 回自然環境保全基礎調査」（昭和 53 年実施、環境庁）
「第 3 回自然環境保全基礎調査」（昭和 59 年実施、環境庁）
「第 4 回自然環境保全基礎調査」（平成元～3 年実施、環境庁）
「第 5 回自然環境保全基礎調査」（平成 9、10 年実施、環境庁）
「第 6 回自然環境保全基礎調査」（平成 12～16 年実施、環境省）

(2) 植物

① 植物相

「大阪府レッドリスト　2014」により、大阪府で確認された重要な植物を表 2-1-27 に示す。

確認された重要な種は 448 種であり、このうち絶滅は 86 種であった。生育地域等は捕獲される可能性があるため公開されていない。

現工場が稼働中であるが、影響は確認されていない。建設予定の新施設の規模は現工場より小さく、環境負荷が小さくなることから影響がないと考えられる。

表2-1-27　大阪府で確認された重要な植物

カテゴリー	種　　名
絶滅	ｽｷﾞﾗﾝ、ﾀｷﾐｼﾀﾞ、ｵｸﾀﾏｼﾀﾞ、ﾅﾝﾀｲｼﾀﾞ、ﾋﾄﾂﾊﾞｼｹｼﾀﾞ、ｵﾆｲﾉﾃﾞ、ｱｶｳｷｸｻ、ｵｵｱｶｳｷｸｻ、ｲﾜｼﾃﾞ、ﾊｼﾊﾞﾐ、ﾊﾙﾆﾚ、ﾋﾒﾀﾃﾞ、ﾏﾀﾞｲｵｳ、ｵｸﾞﾗｾﾝﾉｳ、ｺｳﾗｲﾌﾞｼ、ｴﾝｺｳｿｳ、ｵﾄｺｾﾞﾘ、ｵｸﾞﾗｺｳﾎﾈ、ﾀﾁｽｽﾞｼﾛｿｳ、ﾔｸﾞﾙﾏｿｳ、ｶﾜﾗｻｲｺ、ﾂﾁｸﾞﾘ、ﾋﾒﾉﾊｷﾞ、ﾊﾏﾎﾞｳ、ﾋﾒﾋﾞｼ、ﾇﾏｾﾞﾘ、ﾊﾙﾘﾝﾄﾞｳ、ﾏﾒﾀﾞｵｼ、ﾊﾏﾈﾅｼｶｽﾞﾗ、ｽﾅﾋﾞｷｿｳ、ﾑﾗｻｷ、ﾔﾏｼﾞｿ、ﾐｽﾞﾄﾗﾉｵ、ﾅﾐｷｿｳ、ﾀﾁｺｺﾞﾒｸﾞｻ、ｳﾝﾗﾝ、ｽｽﾞﾒﾊｺﾍﾞ、ﾊﾏｸﾜｶﾞﾀ、ﾎｿﾊﾞﾋﾒﾄﾗﾉｵ、ﾔﾏﾙﾘﾄﾗﾉｵ、ﾊﾏｳﾂﾎﾞ、ﾌｻﾀﾇｷﾓ、ﾏﾂﾑｼｿｳ、ｶﾜﾗﾊﾊｺ、ﾌｸﾄﾞ、ﾋﾒｼｵﾝ、ﾓﾘｱｻﾞﾐ、ｱｷﾉﾊﾊｺｸﾞｻ、ｶｾﾝｿｳ、ﾎｿﾊﾞﾆｶﾞﾅ、ﾀｶｻｺﾞｿｳ、ﾈｺﾉｼﾀ、ﾐﾔｺｱｻﾞﾐ、ﾋﾒﾋｺﾞﾀｲ、ｵﾅﾓﾐ、ｾｷｼｮｳﾓ、ｶﾜﾂﾙﾓ、ｲﾄｸｽﾞﾓ、ﾑｻｼﾓ、ｲﾊﾞﾗﾓ、ｺｷﾝﾊﾞｲｻﾞｻ、ｸﾛｲﾇﾉﾋｹﾞ、ﾔﾏﾄﾎｼｸｻ、ｺﾞﾏｼｵﾎｼｸｻ、ﾐｽﾞﾀｶﾓｼﾞｸﾞｻ、ｹｶﾓﾉﾊｼ、ﾀｷｷﾋﾞ、ﾋｹﾞｼﾊﾞ、ｵﾆｼﾊﾞ、ﾔﾏｼﾞｽｹﾞ、ｱﾜﾎﾞｽｹﾞ、ﾋﾒﾐｺｼｶﾞﾔ、ｶｶﾞｼﾗ、ﾐｽﾐｲ、ﾋﾒﾇﾏﾊﾘｲ、ﾋﾞﾛｰﾄﾞﾃﾝﾂｷ、ｱｾﾞﾃﾝﾂｷ、ﾄﾈﾃﾝﾂｷ、ﾄﾗﾉﾊﾅﾋｹﾞ、ﾋﾒｶﾝｶﾞﾚｲ、ｼｽﾞｲ、ｼﾝｼﾞｭｶﾞﾔ、ｹｼﾝｼﾞｭｶﾞﾔ、ﾑｶｺﾞｿｳ、ｾｲﾀｶｽｽﾞﾑｼｿｳ、ﾄﾝﾎﾞｿｳ
絶滅危惧Ⅰ類	ﾏﾂﾊﾞﾗﾝ、ﾔﾁｽｷﾞﾗﾝ、ﾐｽﾞﾆﾗ、ｱｶﾊﾅﾜﾗﾋﾞ、ﾄﾈﾊﾅﾔｽﾘ、ﾊﾏﾊﾅﾔｽﾘ、ｶﾗｸｻｼﾀﾞ、ﾅﾁｼﾀﾞ、ｲｽﾞﾔﾌﾞｿﾃﾂ、ﾒﾔﾌﾞｿﾃﾂ、ﾐﾄﾞﾘﾜﾗﾋﾞ、ﾂｸｼｲﾜﾍｺﾞ、ﾅｶﾞｻｷｼﾀﾞ、ﾀﾆﾍｺﾞ、ｲﾜｵﾓﾀﾞｶ、ﾃﾞﾝｼﾞｿｳ、ｻﾝｼｮｳﾓ、ｴｿﾞｴﾉｷ、ｹｸﾞﾜ、ｻｲｺｸﾇｶﾎﾞ、ﾔﾅｷﾞﾇｶﾎﾞ、ﾜﾁｶﾞｲｿｳ、ﾊﾏﾏﾂﾅ、ﾌｸｼﾞｭｿｳ、ｱｽﾞﾏｲﾁｹﾞ、ｶｻﾞｸﾞﾙﾏ、ｻｲｺｸｻﾊﾞﾉｵ、ｾﾂﾌﾞﾝｿｳ、ﾐｽﾐｿｳ、ｵｷﾅｸﾞｻ、ﾋｷﾉｶｻ、ｼｷﾞﾝｶﾗﾏﾂ、ﾉｶﾗﾏﾂ、ｲｶﾘｿｳ、ﾋﾒｶﾝｱｵｲ、ﾔﾏｼｬｸﾔｸ、ﾍﾞﾆﾊﾞﾅﾔﾏｼｬｸﾔｸ、ﾄﾓｴｿｳ、ｱｾﾞｵﾄｷﾞﾘ、ﾔﾏﾌﾞｷｿｳ、ﾐﾂﾊﾞｺﾝﾛﾝｿｳ、ｱｵﾍﾞﾝｹｲ、ｱｽﾞﾏﾂﾒｸｻ、ﾓﾓ、ｺﾊﾞﾅﾉﾜﾚﾓｺｳ、ﾓﾒﾝﾂﾞﾙ、ｼﾊﾞﾊｷﾞ、ｲﾇﾊｷﾞ、ﾏｷｴﾊｷﾞ、ﾖﾂﾊﾞﾊｷﾞ、ﾊﾏﾋﾞｼ、ﾀｶﾄｳﾀﾞｲ、ﾋﾅﾉｶﾝｻﾞｼ、ｱｶﾈｽﾐﾚ、ｱｹﾎﾞﾉｽﾐﾚ、ｵｸﾞﾗﾉﾌｻﾓ、ﾀﾁﾓ、ﾌｻﾓ、ﾋﾒﾉﾀﾞｹ、ﾐｼﾏｻｲｺ、ﾊﾏﾎﾞｳﾌｳ、ｲﾌﾞｷﾎﾞｳﾌｳ、ｶﾜﾗﾎﾞｳﾌｳ、ﾏﾙﾊﾞﾉｲﾁﾔｸｿｳ、ｻﾜﾄﾗﾉｵ、ｸｻﾚﾀﾞﾏ、ｸﾘﾝｿｳ、ﾊﾏｻｼﾞ、ｸﾛﾐﾉﾆｼｺﾞﾘ、ｱｲﾅｴ、ｺｹﾘﾝﾄﾞｳ、ﾑﾗｻｷｾﾝﾌﾞﾘ、ｶﾞｶﾞﾌﾞﾀ、ﾁｮｳｼﾞｿｳ、ﾌﾅﾊﾞﾗｿｳ、ﾅｶﾞﾊﾞｼﾞｭｽﾞﾈﾉｷ、ﾀﾆｼﾞｬｺｳｿｳ、ｷｾﾜﾀ、ｺﾞﾏｸｻ、ｵｵｱﾌﾞﾉﾒ、ｼｿｸｻ、ｼｵｶﾞﾏｷﾞｸ、ｺﾞﾏﾉﾊｸﾞｻ、ﾋｷｮﾓｷﾞ、ﾀﾇｷﾓ、ﾋﾒﾀﾇｷﾓ、ﾑﾗｻｷﾐﾐｶｷｸﾞｻ、ﾔﾏﾋｮｳﾀﾝﾎﾞｸ、ｷﾝｷﾋｮｳﾀﾝﾎﾞｸ、ｶﾉｺｿｳ、ﾂﾙｷﾞｷｮｳ、ﾉｺｷﾞﾘｿｳ、ｻﾜｼﾛｷﾞｸ、ﾌｼﾞﾊﾞｶﾏ、ｵｸﾞﾙﾏ、ﾆｼﾉﾔﾏﾀｲﾐﾝｶﾞｻ、ｷｸｱｻﾞﾐ、ﾊﾊﾞﾔﾏﾎﾞｸﾁ、ﾏﾙﾊﾞｵﾓﾀﾞｶ、ｱｷﾞﾅｼ、ﾏﾙﾐｽﾌﾞﾀ、ｽﾌﾞﾀ、ﾔﾅｷﾞｽﾌﾞﾀ、ﾄﾁｶｶﾞﾐ、ｲﾄﾓ、ｺﾊﾞﾉﾋﾙﾑｼﾛ、ｻｶﾞﾐﾄﾘｹﾞﾓ、ｵｵﾄﾘｹﾞﾓ、ﾋﾛﾊﾉｱﾏﾅ、ｷﾊﾞﾅﾁｺﾞﾕﾘ、ﾕｳｽｹﾞ、ﾋﾒﾕﾘ、ﾔﾏﾎﾄﾄｷﾞｽ、ﾐﾔﾏｴﾝﾚｲｿｳ、ﾐｽﾞｱｵｲ、ﾋｵｳｷﾞ、ﾉﾊﾅｼｮｳﾌﾞ、ﾎｼｸｻ、ﾋﾒｺﾇｶｸﾞｻ、ﾋﾅｻﾞｻ、ｺｺﾞﾒｶｾﾞｸｻ、ﾅｶﾞﾐﾉｵﾆｼﾊﾞ、ﾅﾝｺﾞｸｳﾗｼﾏｿｳ、ﾐｸﾘ、ｵｵﾐｸﾘ、ﾋﾒﾐｸﾘ、ｲｾｳｷﾔｶﾞﾗ、ﾜﾝﾄﾞｽｹﾞ、ｳﾏｽｹﾞ、ｻﾄﾔﾏﾊﾘｽｹﾞ、ｲﾇｸﾛｸﾞﾜｲ、ﾇﾏﾊﾘｲ、ｱﾝﾍﾟﾗｲ、ﾐｶﾂﾞｷｸﾞｻ、ｵｵｲﾇﾊﾅﾋｹﾞ、ｲｶﾞｸｻ、ﾉｸﾞｻ、ﾐｶﾜｼﾝｼﾞｭｶﾞﾔ、ﾋﾅﾗﾝ、ｼﾗﾝ、ﾏﾒﾂﾞﾀﾗﾝ、ﾑｷﾞﾗﾝ、ﾐﾔﾏﾑｷﾞﾗﾝ、ｸﾏｶﾞｲｿｳ、ｾｯｺｸ、ﾍﾞﾆｼｽﾗﾝ、ﾂﾘｼｽﾗﾝ、ﾐｽﾞﾄﾝﾎﾞ、ｼﾞｶﾞﾊﾞﾁｿｳ、ｱｵﾌﾀﾊﾞﾗﾝ、ﾌｳﾗﾝ、ﾑｶｺﾞｻｲｼﾝ、ﾖｳﾗｸﾗﾝ、ﾑｶｺﾞﾄﾝﾎﾞ、ﾂﾚｻｷﾞｿｳ、ﾔﾏｻｷﾞｿｳ、ｵｵﾔﾏｻｷﾞｿｳ、ｺﾊﾞﾉﾄﾝﾎﾞｿｳ、ﾄｷｿｳ、ﾔﾏﾄｷｿｳ、ｳﾁｮｳﾗﾝ、ｸﾓﾗﾝ
絶滅危惧Ⅱ類	ﾋﾛﾊﾊﾅﾔｽﾘ、ﾎｳﾋﾞｼﾀﾞ、ﾊｺﾈｼｹﾁｼﾀﾞ、ﾂｸｼﾔﾌﾞｿﾃﾂ、ﾆｼﾉｵｵｱｶｳｷｸｻ、ﾐﾔｺﾐｽﾞ、ﾎｿﾊﾞｲﾇﾀﾃﾞ、ﾇｶﾎﾞﾀﾃﾞ、ﾅｶﾞﾊﾞﾉｳﾅｷﾞﾂｶﾐ、ｶﾜﾁﾌﾞｼ、ｼﾛﾊﾞﾅﾊﾝｼｮｳﾂﾞﾙ、ｷﾊﾞﾅｲｶﾘｿｳ、ﾙｲﾖｳﾎﾞﾀﾝ、ｵﾆﾊﾞｽ、ｺｳﾎﾈ、ｲｼﾓﾁｿｳ、ｶﾜﾁｽｽﾞｼﾛｿｳ、ﾐｽﾞﾀｶﾞﾗｼ、ｷﾞﾝﾊﾞｲｿｳ、ｳﾒﾊﾞﾁｿｳ、ﾕｷﾔﾅｷﾞ、ﾌｼﾞｷ、ﾀﾇｷﾏﾒ、ﾐﾔﾏﾄﾍﾞﾗ、ｲﾀﾁｻｻｹﾞ、ﾂﾙﾌｼﾞﾊﾞｶﾏ、ｵｵﾊﾞｸｻﾌｼﾞ、ﾉｳﾙｼ、ｶｷﾉﾊｸﾞｻ、ｺｳﾔｸﾞﾐ、ｶﾂﾗｷﾞｸﾞﾐ、ﾋｺﾞｽﾐﾚ、ｵｶｽﾐﾚ、ﾄﾞｸｾﾞﾘ、ｲﾇｾﾝﾌﾞﾘ、ﾀﾁｶﾓﾒﾂﾞﾙ、ｽｽﾞｻｲｺ、ｺﾊﾞﾉｶﾓﾒﾂﾞﾙ、ｵｵｷﾇﾀﾔｿｳ、ｺﾑﾗｻｷ、ﾊﾏｺﾞｳ、ｵｳｷﾞｶｽﾞﾗ、ｼﾞｭｳﾆﾋﾄｴ、ﾅﾂﾉﾀﾑﾗｿｳ、ﾋﾒﾅﾐｷ、ﾔﾏﾀﾂﾅﾐｿｳ、ﾔﾏﾎｵｽﾞｷ、ﾊｼﾘﾄﾞｺﾛ、ｵｵﾏﾙﾊﾞﾉﾎﾛｼ、ｸﾜｶﾞﾀﾂｿｳ、ｳｽﾊﾞﾋｮｳﾀﾝﾎﾞｸ、ﾚﾝﾌﾟｸｿｳ、ｷｷｮｳ、ｵｹﾗ、ﾔﾏｼﾞﾉｷﾞｸ、ﾊﾝｶｲｿｳ、ﾐﾔﾏｺｳﾓﾘｿｳ、ｲﾄﾄﾘｹﾞﾓ、ﾎﾝｺﾞｳｿｳ、ﾉｶﾝｿﾞｳ、ﾐｽﾞｷﾞﾎﾞｳｼ、ﾎｿﾊﾞｼｭﾛｿｳ、ﾋﾅﾉｼｬｸｼﾞｮｳ、ﾇﾏｶｾﾞｸｻ、ｳﾝﾇｹﾓﾄﾞｷ、ﾐﾉﾎﾞﾛ、ｽｽﾞﾒﾉｺﾋﾞｴ、ｳｼｸｻ、ﾔﾏﾄﾐｸﾘ、ﾅｶﾞｴﾐｸﾘ、ﾐﾔﾏｼﾞｭｽﾞｽｹﾞ、ｹﾞﾝｶｲﾓｴｷﾞｽｹﾞ、ｺｳﾎﾞｳﾑｷﾞ、ｻﾂﾏｽｹﾞ、ﾋﾄﾓﾄｽｽｷ、ｾｲﾀｶﾊﾘｲ、ﾌﾄｲ、ﾏﾂｶｻｽｽｷ、ｺｼﾝｼﾞｭｶﾞﾔ、ｷﾞﾝﾗﾝ、ｷﾝﾗﾝ、ﾏﾔﾗﾝ、ﾏﾂﾗﾝ、ｻｷﾞｿｳ、ﾋﾄﾂﾎﾞｸﾛ
準絶滅危惧	ﾋﾒﾐｽﾞﾜﾗﾋﾞ、ｱｵﾈｶｽﾞﾗ、ﾊﾞｯｺﾔﾅｷﾞ、ｱｻﾀﾞ、ｶｼﾜ、ｵﾋｮｳ、ｷﾐｽﾞ、ﾎｿﾊﾞｲﾗｸｻ、ｻﾃﾞｸｻ、ｺｷﾞｼｷﾞｼ、ﾎｿﾊﾞﾊﾏｱｶｻﾞ、ﾔﾅｷﾞｲﾉｺﾂﾞﾁ、ﾕｷﾜﾘｲﾁｹﾞ、ﾀｶﾈﾊﾝｼｮｳﾂﾞﾙ、ﾒｷﾞ、ﾋﾂｼﾞｸﾞｻ、ﾊﾝｹﾞｼｮｳ、ﾐｽﾞｵﾄｷﾞﾘ、ﾓｳｾﾝｺﾞｹ、ｺﾓｳｾﾝｺﾞｹ、ｺｲﾇｶﾞﾗｼ、ﾂﾒﾚﾝｹﾞ、ｺｶﾞﾈﾈｺﾉﾒｿｳ、ﾀｺﾉｱｼ、ﾊﾞｸﾁﾉｷ、ｶﾜﾗｹﾂﾒｲ、ﾊﾏｴﾝﾄﾞｳ、ﾐﾂﾅｵｼ、ｺﾌｳﾛ、ﾐﾂﾃﾞｶｴﾃﾞ、ﾂｹﾞ、ｺｼｮｳﾉｷ、ｸｽﾄﾞｲｹﾞ、ｴｲｻﾞﾝｽﾐﾚ、ﾋﾅｽﾐﾚ、ﾋﾒﾐﾂﾊｷﾞ、ﾐｽﾞﾏﾂﾊﾞ、ﾔﾏﾄｸﾞｻ、ｹﾔﾏｳｺｷﾞ、ﾑｶｺﾞﾆﾝｼﾞﾝ、ｶﾉﾂﾒｿｳ、ｳﾒｶﾞｻｿｳ、ｼｬｸｼﾞｮｳｿｳ、ﾄｷﾜｶﾞｷ、ｱｻｶﾞﾗ、ﾐﾔﾏｲﾎﾞﾀ、ｻｶｷｶｽﾞﾗ、ｷﾇﾀｿｳ、ﾐﾔﾏﾑｸﾞﾗ、ｲﾅﾓﾘｿｳ、ﾋﾛﾊﾋﾙｶﾞｵ、ｻﾜﾙﾘｿｳ、ｶﾜﾐﾄﾞﾘ、ﾔﾏｼﾞｵｳ、ﾐｿﾞｺｳｼﾞｭ、ﾐﾔﾏﾅﾐｷ、ｵｵﾋﾅﾉｳｽﾂﾎﾞ、ｵｵﾋｷｺﾓｷﾞ、ｶﾜﾁﾞｼｬ、ｷﾖｽﾐｳﾂﾎﾞ、ｲﾇﾀﾇｷﾓ、ｵﾐﾅｴｼ、ｻﾜｷﾞｷｮｳ、ｳﾗｷﾞｸ、ｽｲﾗﾝ、ｵｶｵｸﾞﾙﾏ、ﾐｽﾞｵｵﾊﾞｺ、ｺｳｶﾞｲﾓ、ｾﾝﾆﾝﾓ、ｻｻﾊﾞﾓ、ｵｵﾐｽﾞﾋｷﾓ、ﾔﾏｶｼｭｳ、ｾﾄｳﾁﾎﾄﾄｷﾞｽ、ﾊﾞｲｹｲｿｳ、ﾁｬﾎﾞﾁﾁﾞﾐｻﾞｻ、ｱｲｱｼ、ｳｷｼﾊﾞ、ｺｶﾞﾏ、ｵｵﾅｷﾘｽｹﾞ、ｱｽﾞﾏｽｹﾞ、ﾔｶﾞﾐｽｹﾞ、ﾋﾞﾛｰﾄﾞｽｹﾞ、ﾐｺｼｶﾞﾔ、ｼｵｸｸﾞ、ﾌｻﾅｷﾘｽｹﾞ、ｵｵｼﾛｶﾞﾔﾂﾘ、ｺﾏﾂｶｻｽｽｷ、ｴﾋﾞﾈ、ｸﾛﾔﾂｼﾛﾗﾝ、ﾑﾖｳﾗﾝ、ﾎｸﾘｸﾑﾖｳﾗﾝ、ｸﾛﾑﾖｳﾗﾝ
情報不足	ｺｳﾔﾏｷ、ﾎｿﾊﾞｳﾏﾉｽｽﾞｸｻ、ｼﾓﾂｹ、ﾔﾏﾌﾞﾄﾞｳ、ｱｻｻﾞ、ｵﾔﾏﾑｸﾞﾗ、ｼﾓﾊﾞｼﾗ、ﾎｸﾘｸﾀﾂﾅﾐｿｳ、ｲﾌﾞｷｺｺﾞﾒｸﾞｻ、ｶﾝﾎﾞｸ、ﾔﾏﾄｳﾐﾋﾙﾓ、ﾈｼﾞﾚﾓ、ﾄﾘｹﾞﾓ、ｷﾞｮｳｼﾞｬﾆﾝｺﾝｸ、ﾔﾏﾕﾘ、ﾉｼﾗﾝ、ｶｷﾂﾊﾞﾀ、ｱﾔﾒ、ｲﾄﾃﾝﾂｷ、ｼﾛｼﾞｭｽﾞｽｹﾞ、ｼﾛｶﾞﾔﾂﾘ、ﾅｶﾞﾎﾞﾃﾝﾂｷ、ﾎｿﾊﾞﾉｷｿﾁﾄﾞﾘ

出典：「大阪府レッドリスト　2014」（平成 26 年 3 月、大阪府）

② 植生

建設予定地及びその周辺地域の植生を図 2-1-9 に示す。

建設予定地の南西方向及び南方向は主に市街地や工場地帯となっており、また、北東方向は造成地となっている。

建設予定地から南側 500m にシイ・カシ二次林や水田雑草群落存在する。

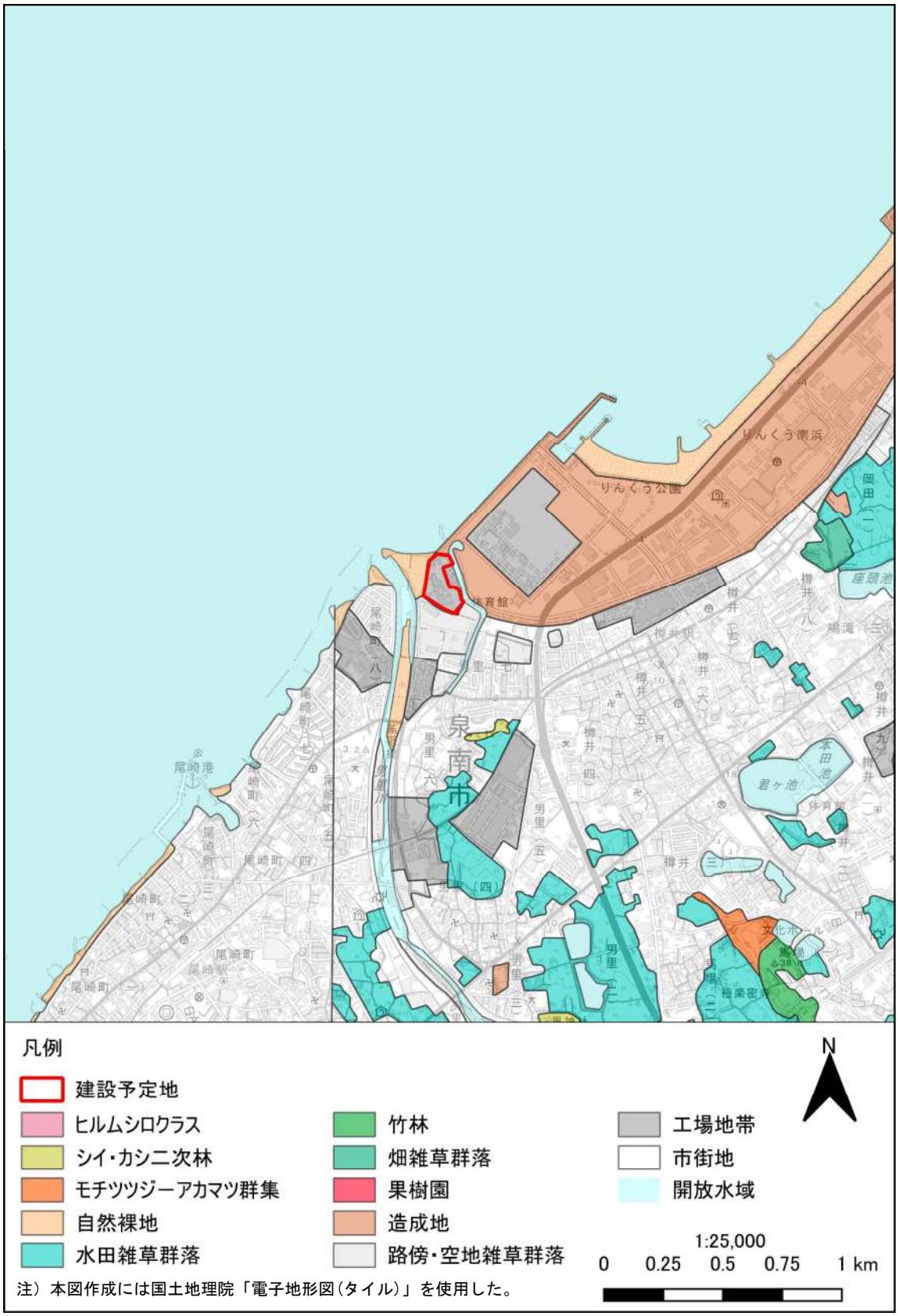

図2-1-9　植生図

出典：「第 6～7 回自然環境保全基礎調査 植生調査（http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67）」（令和 6 年 4 閲覧、環境省）

③ 特定植物群落

建設予定地及びその周辺に分布している特定植物群落を表 2-1-28、図 2-1-10 に示す。

建設予定地に特定植物群落は存在しないが、建設予定地から南側 1,800m に位置する男里神社に「男神社のムクノキ林」が分布する。

現工場が稼働中であるが、影響は確認されていない。建設予定の新施設の規模は現工場より小さく、環境負荷が小さくなることから影響がないと考えられる。

表2-1-28　建設予定地及びその周辺に分布している特定植物群落

名称	選定理由	相観区分	面積(ha)
男神社のムクノキ林	郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの	暖温帯夏緑広葉高木林	0.5

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67）」（令和 6 年 4 月閲覧、環境省）

注）本図作成には国土地理院「電子地形図(タイル)」を使用した。

図2-1-10　特定植物群落

出典：「第 2 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査（http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-025.html?kind=vg67）」（令和 6 年 4 月閲覧、環境省）

④ 巨樹・巨木林

建設予定地及びその周辺に巨樹・巨木林は分布しない。

(3) 生態系

建設予定地及びその周辺に存在する重要な生態系を表 2-1-29、図 2-1-11 に示す。

建設予定地に重要な生態系は存在しないが、建設予定地から西側の男里川河口部に、「大阪府レッドリスト　2014」に B ランクとして選定されている干潟が存在する。

公共用水域に放流を行わない計画であることから影響はないと考えられる。

表2-1-29　建設予定地周辺に存在する重要な生態系

種類	ランク	主な生息動物
干潟	B	フトヘナタリ、クリイロカワザンショウガイ、ユビアカベンケイガニ、ハクセンシオマネキ、トビハゼ、ヘナタリ等

出典：「大阪府レッドリスト　2014」（平成 26 年 3 月、大阪府）
「大阪の生物多様性ホットスポット- 多様な生き物たちに会える場所 -」（平成 28 年 1 月、大阪府）

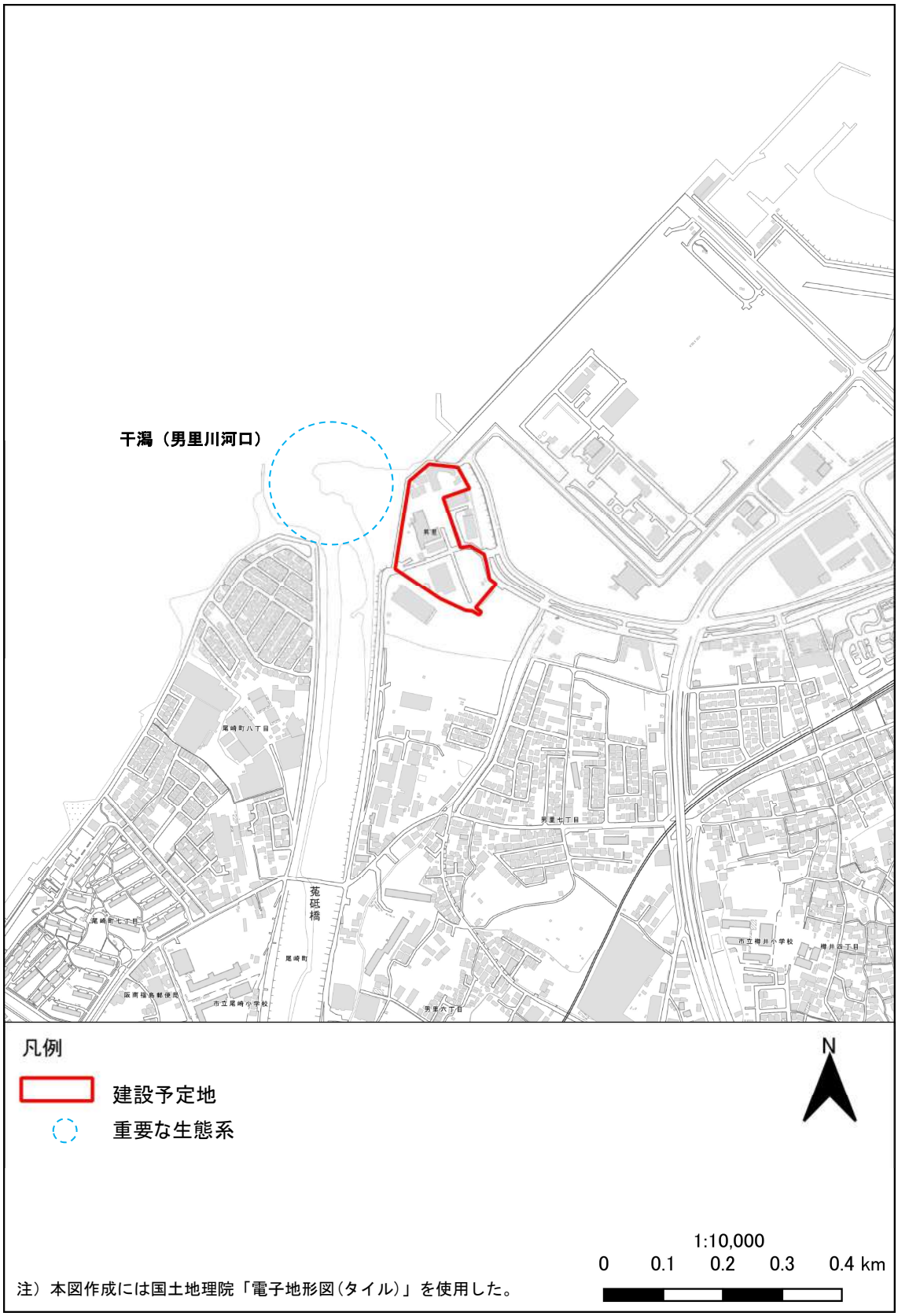

図2-1-11　重要な生態系

出典：「大阪の生物多様性ホットスポット-多様な生き物たちに会える場所-」（平成28年1月、大阪府）

(4) 廃棄物の状況

① 一般廃棄物の状況

泉南市及び阪南市の令和4年度における一般廃棄物の状況は、表2-1-30に示す。

泉南市の一般廃棄物処理量は約2万tであり、このうち直接焼却量は約1.8万t（泉南市一般廃棄物処理量の約86%）となっている。

阪南市の一般廃棄物処理量は約1.6万tであり、このうち直接焼却量は約1.3万t（泉南市一般廃棄物処理量の約82%）となっている。

表2-1-30　泉南市及び阪南市の一般廃棄物の状況

単位：t

項　　目		泉南市	阪南市
一般廃棄物総排出量	収集ごみ量	17,755	13,198
	直接搬入ごみ	2,648	2,683
	集団回収量	527	745
	合　　計	20,930	16,626
一般廃棄物処理量	直接焼却量	17,567	13,029
	直接最終処分量	0	0
	焼却以外の中間処理量	1,803	1,824
	直接資源化量	1,033	1,028
	合　　計	20,403	15,881

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果(令和4年度調査結果)」（令和6年4月、環境省廃棄物処理技術情報）

② 産業廃棄物の状況

泉南市及び阪南市には中間処理施設は存在しない。

(5) 温室効果ガス

大阪府域における温室効果ガス排出量の推移を図 2-1-12 に示す。

「大阪府環境白書　2023 年版」によると、温室効果ガスの 2020（令和 2）年度の府内における排出量は、4,375 万トンで、1990（平成 2）年度と比べ約 15.4%減少している。また、温室効果ガス排出量の約 9 割を占める二酸化炭素の排出量は 3.936 万トンで、1990（平成 2）年度と比べ約 12.6%減少している。

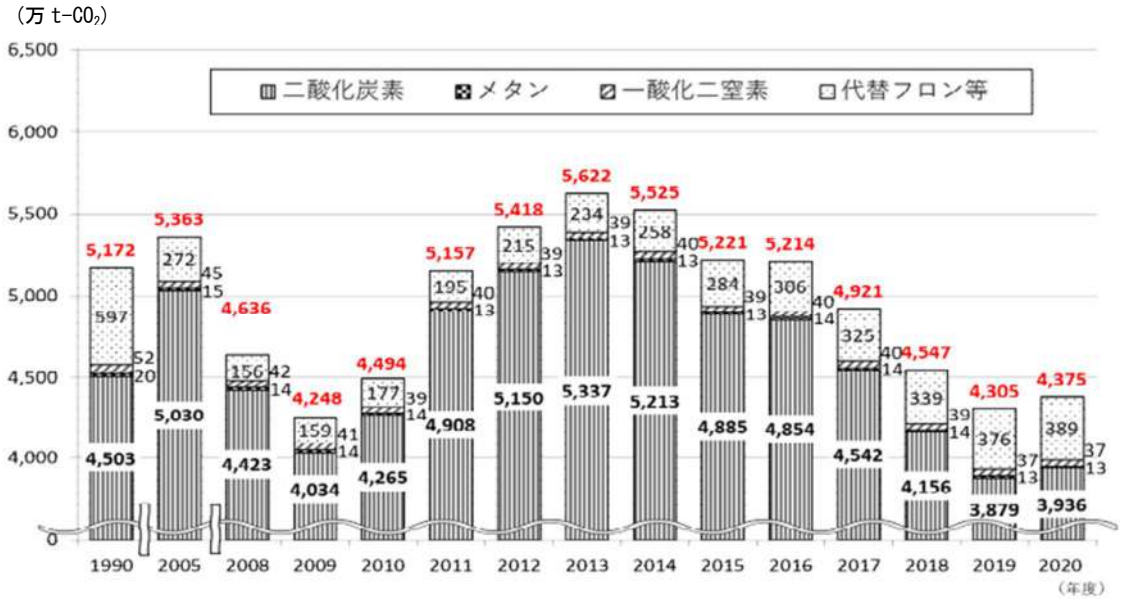

注）1. 電気の排出係数は、2005～2007 年度は一般電気事業者等（現行制度における小売電気事業者）に対して大阪府が行った調査等により府内基礎排出係数を推計し、2008 年度以降は同様の調査等による府内調整後排出回数を推計し、算定に用いた。
2. 四捨五入の関係で、各値の合計と合計値が一致しないものがある。

図2-1-12　大阪府域における温室効果ガス排出量の推移

出典：「大阪府環境白書　2023 年版」（2024 年 3 月、大阪府）

2-2 社会的条件

2-2-1 人口及び産業

(1) 人口

泉南市及び阪南市の人口、世帯数及び人口密度の推移を表2-2-1、図2-2-1に示す。

泉南市の令和5年9月末日現在では、人口総数は58,992人、世帯数は26,546世帯、人口密度は1,204人/km²となっている。

阪南市の令和5年9月末日現在では、人口総数は50,934人、世帯数は24,150世帯、人口密度は1,408人/km²となっている。

令和元年度と令和5年度を比較すると、泉南市では人口総数及び人口密度がやや減少傾向であるのに対し、世帯数は増加傾向にある。また、阪南市では人口総数、人口密度がやや減少傾向であるのに対し、世帯数はほぼ一定である。

表2-2-1　人口、世帯数及び人口密度の推移

市	項　目　＼　年　次		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
泉南市	人　口（人）	総　数	61,755	61,175	60,452	59,790	58,992
		男	29,919	29,570	29,186	28,881	28,426
		女	31,836	31,605	31,286	30,909	30,566
	世 帯 数（世帯）		26,255	26,330	26,385	26,518	26,546
	人口密度（人／km²）		1.261	1,249	1,234	1,221	1,204
阪南市	人　口（人）	総　数	53,969	53,282	52,483	51,695	50,934
		男	25,788	25,444	27,427	24,634	24,267
		女	28,181	27,838	25,056	27,061	26,667
	世 帯 数（世帯）		24,144	24,188	24,136	24,145	24,150
	人口密度（人／km²）		1,492	1,473	1,451	1,429	1,408

注）1.各年9月末日現在。
　　2.人口密度は、面積 48.98 km²(泉南市)、36.17 km²(阪南市)で計算。
出典：「地区別世帯人口統計（https://www.city.sennan.lg.jp/shisei/annai/tokei/1458795191323.html）」（令和6年4月閲覧、泉南市）
「地区別人口・世帯数（https://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/somu/somu/jinkou/jinkou_kihondaityou.html）」（令和6年4月閲覧、阪南市）

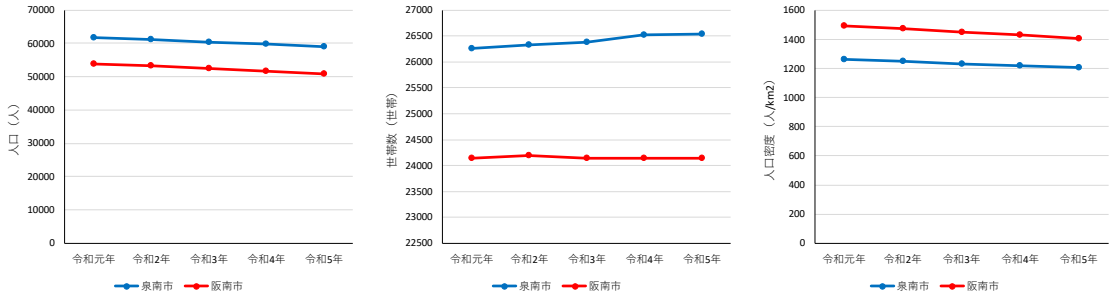

図 2-2-1　人口、世帯数及び人口密度の推移

(2) 産業

泉南市及び阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数を表2-2-2に示す。

泉南市の産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ1,943か所、22,836人であり、事業所数及び従業者数の約7割以上を第三次産業が占める。

阪南市の産業分類別事業所数及び従業者数の総数は、それぞれ1,458か所、11,696人であり、事業所数及び従業者数の約8割を第三次産業が占める。

表2-2-2　産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類		泉南市		阪南市	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農業,林業	8	56	2	5
	漁業	－	－	1	1
	小計	8	56	3	6
第二次産業	鉱業，採石業，砂利採取業	－	－	1	3
	建設業	170	932	162	719
	製造業	212	4,695	108	1,585
	小計	382	5,627	270	2,307
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	7	79	2	17
	情報通信業	5	8	10	43
	運輸業,郵便業	129	3,407	21	315
	卸売業,小売業	481	4,048	324	2,514
	金融業,保険業	14	127	16	163
	不動産業,物品賃貸業	132	630	95	288
	学術研究,専門・技術サービス業	44	443	59	173
	宿泊業,飲食サービス業	173	1,465	125	797
	生活関連サービス業,娯楽業	155	724	161	645
	教育,学習支援業	57	408	65	422
	医療,福祉	198	3,932	199	3,462
	複合サービス事業	11	210	8	134
	サービス業(他に分類されないもの)	147	1,672	100	410
	公務（他に分類されないもの）	－	－	－	－
	小計	1,553	17,153	1,185	9,383
合計		1,943	22,836	1,458	11,696

出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」（令和6年、大阪府）

2-2-2 土地利用

(1) 土地利用

建設予定地が位置する泉南市及び阪南市の土地利用の状況を表2-2-3、図2-2-2に示す。

土地利用の状況は泉南市では森林が45.5%を占め、次がその他の18.9%である。

阪南市では、泉南市と同様に、森林が51.9%を占め、次がその他の16.9%である。

また、泉南市及び阪南市ともに、原野は0%であった。

表2-2-3　土地利用の状況

市	土地利用区分面積(ha)							
	総面積	農用地	森林	原野	河川・水路・水面	道路	宅地	その他
泉南市	4,898	438 (8.9)	2,231 (45.5)	－	214 (4.4)	284 (5.8)	804 (16.4)	927 (18.9)
阪南市	3,617	220 (6.1)	1,876 (51.9)	－	107 (3.0)	207 (5.7)	595 (16.5)	612 (16.9)

注）1.令和5年10月1日現在の値。
出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」（令和6年、大阪府）

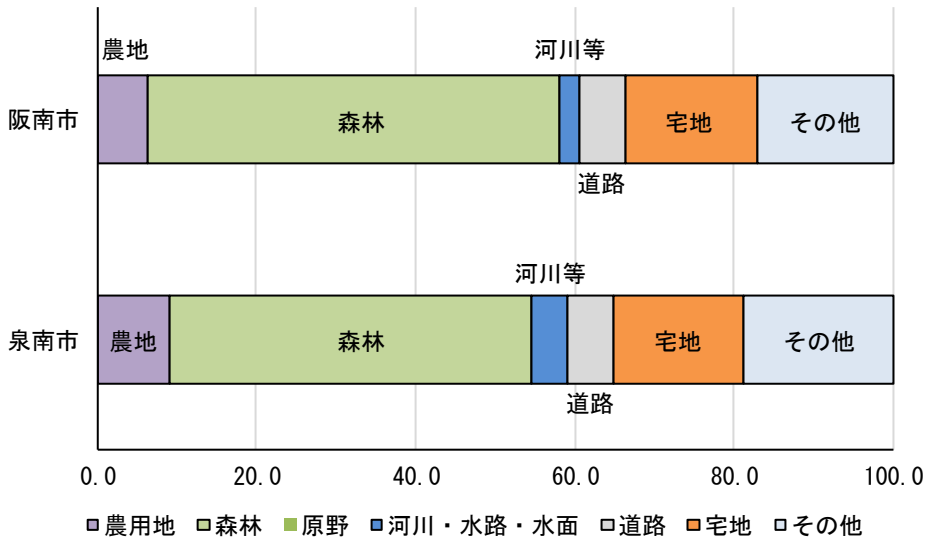

図 2-2-2　土地利用の状況

(2) 都市計画区域

泉南市及び阪南市の用途地域等の状況を表2-2-4に、建設予定地周辺の用途地域等の指定状況を図2-2-3に示す。

令和4年3月31日現在、泉南市の都市計画区域は4,898ha、市街化区域は1,324ha、市街化調整区域は3,574haとなっている。用途地域では、準工業地域が466.0ha(用途地域の34.6%)と最も多く、次いで第1種住居地域が394.6ha（29.3%）、第1種中高層住居専用地域が191.2ha（14.2%）の順となっている。

令和4年3月31日現在、阪南市の都市計画区域は3,617ha、市街化区域は1,194ha、市街化調整区域は2,423haとなっている。用途地域では、第1種低層住居専用地域が389.8ha(用途地域の32.6%)と最も多く、次いで第1種中高層住居専用地域が255.3ha(21.4%)、第1種住居地域が240.2ha(20.1%)の順となっている。

建設予定地は準工業地域に指定されており、建設予定地の周辺は準工業地域及び第1種住居地域に指定されている。

表2-2-4　用途地域等の指定状況

市	都市計画区域(ha)	区域区分	指定面積(ha)	指定面積比(%)	用途地域	指定面積(ha)	指定面積比(%)
泉南市	4,898	市街化区域	1,324 (1,345.6)	27.0 (27.5)	第1種低層住居専用地域	143.5	10.7
					第2種低層住居専用地域	－	－
					第1種中高層住居専用地域	191.2	14.2
					第2種中高層住居専用地域	40.1	3.0
					第1種住居地域	394.6	29.3
					第2種住居地域	22.3	1.7
					準住居地域	－	－
					近隣商業地域	67.6	5.0
					商業地域	1.9	0.1
					準工業地域	466.0	34.6
					工業地域	18.4	1.4
					工業地域専用	－	－
		市街化調整区域	3,574	73.0			
阪南市	3,617	市街化区域	1,194 (1,193.5)	33.0 (33.0)	第1種低層住居専用地域	389.8	32.6
					第2種低層住居専用地域	5.3	0.4
					第1種中高層住居専用地域	255.3	21.4
					第2種中高層住居専用地域	22.1	1.9
					第1種住居地域	240.2	20.1
					第2種住居地域	149.0	12.5
					準住居地域	－	－
					近隣商業地域	34.3	2.9
					商業地域	－	－
					準工業地域	97.5	8.2
					工業地域	－	－
					工業地域専用	－	－
		市街化調整区域	2,423	67.0			

注）1.令和4年3月31日現在の値。
　　2.(　)内の数値は用途地域の指定面積及び指定面積比を表す。
　　3.用途地域は、市街化区域内で指定していない区域と市街化調整区域内で指定している区域があるため、市街化区域と用途地域を指定している区域の面積は一致しない。
出典：「令和5年度大阪府統計年鑑」（令和6年、大阪府）

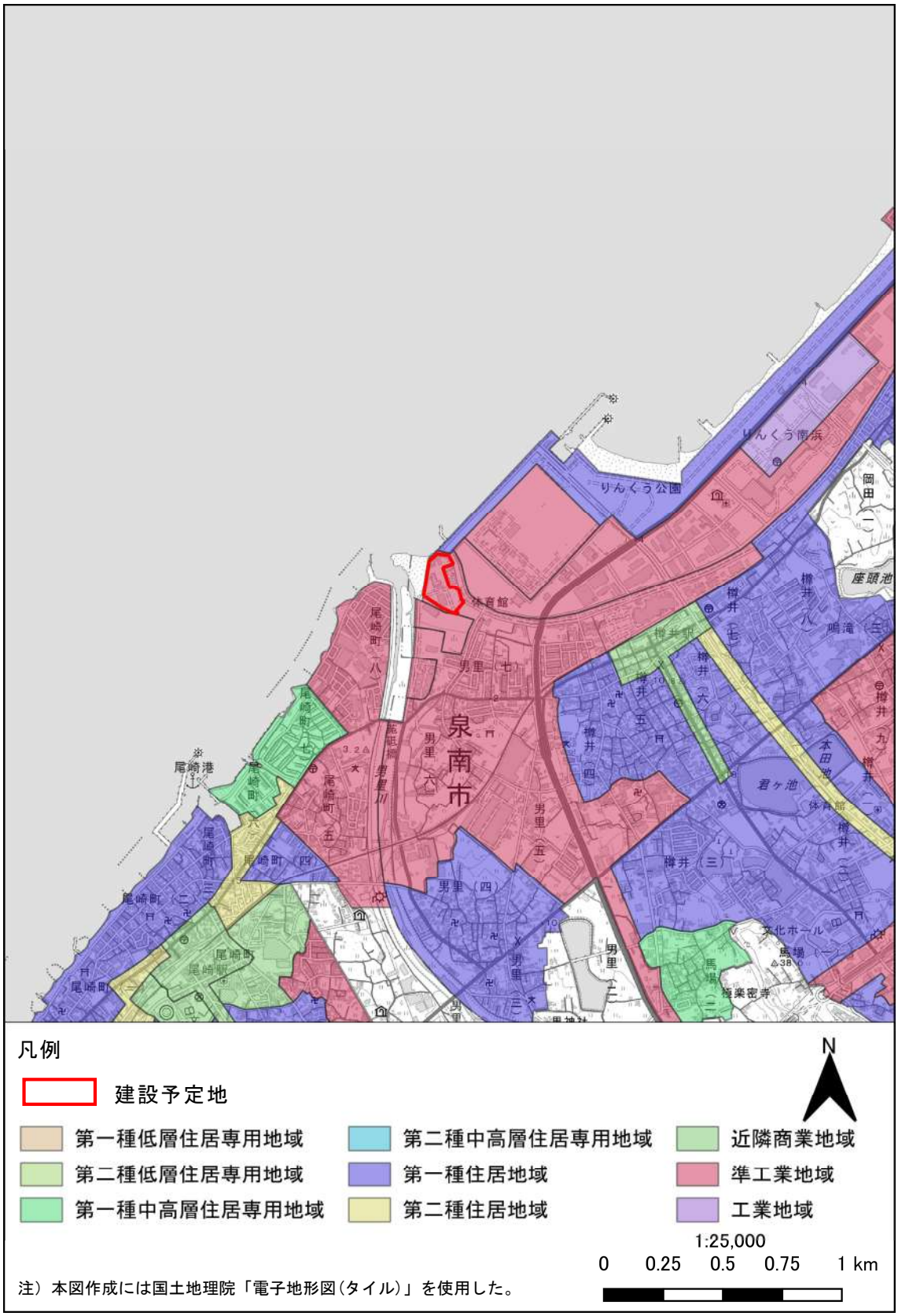

図2-2-3　建設予定地周辺の都市計画図

出典：「国道数値情報　用途地域データ 平成23年度（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A29.html）」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

2-2-3 水域とその利用

(1) 河川の利用

「男里川水系河川整備計画(令和元年５月)」によると、男里川及び支流の金熊寺川、山中川、菟砥川は古くから農業用水として利用されている。令和元年５月時点で、男里川で２か所、金熊寺川で 19 か所、菟砥川で３か所、山中川で３か所の農業用水取水施設がある。また、男里川では、環境学習や野鳥観察のスポット等にも利用されている。

(2) 海域の利用

「男里川水系河川整備計画(令和元年５月)」によると、河口部に岡田漁港、田尻漁港が隣接する。両漁港では、イワシ類、タコ類、イカナゴ、スズキなどが漁獲されている。また、河口部では、天然干潟が形成されており、環境学習等に利用されている。

(3) 地下水の利用

大阪府では、工業用水法や大阪府生活環境の保全等に関する条例等により、地下水の採取量を規制しているが、建設予定地及びその周辺は地下水採取の規制を受けない地域である。

2-2-4 交通

建設予定地及びその周辺における主要な道路網及び交通量を表2-2-5(1)～(2)、図2-2-4に示す。

建設予定地周辺の主要道路は、阪和自動車道、一般国道26号、大阪和泉泉南線、泉佐野岩出線、泉佐野岩出線(新)、和歌山貝塚線、堺阪南線等である。

建設予定地に最寄りの道路は、泉佐野岩出線（新）及び鳥取吉見泉佐野線、和泉砂川停車場線である。

表2-2-5(1)　建設予定地周辺の主要道路における道路交通量（令和3年度）

（単位：台）

路線名	区間番号	交通量観測地点名	平日昼間12時間（7～19時）自動車類交通量			平日24時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
阪和自動車道	320	泉佐野JCT～泉南	20548	6024	26572	25791	8520	34311
	330	泉南～阪南	15741	4495	20236	19658	6457	26115
	340	阪南～和歌山JCT(北)	17200	5002	22202	21467	7075	28542
一般国道２６号	10450	泉佐野市新安松1丁目	28150	2305	30455	36337	3255	39592
	10460	泉南市幡代1丁目	24731	3436	28167	33628	4116	37744
	10470	泉南市幡代1丁目・阪南市自然田1303	19054	719	19773	25263	1304	26567
	10480	泉南市幡代1丁目・阪南市自然田1303	24548	919	25467	32508	1581	34089
	10490	阪南市箱作	*11570*	*2471*	*14041*	*16094*	*3282*	*19376*
	10500	泉南郡岬町	15366	2034	17400	20898	2743	23641
	10520	阪南市鳥取中	*10271*	*917*	*11188*	*13262*	*1170*	*14432*
	10530	阪南市自然田	*4906*	*335*	*5241*	*6474*	*392*	*6866*
大阪和泉泉南線	41670	泉南市新家	8240	424	8664	10346	831	11177
泉佐野岩出線	42350	泉佐野市笠松2丁目	8582	778	9360	10856	1218	12074
	42370	泉南市信達童子畑410	9018	1859	10877	12076	2595	14671
	42360	泉南市信達金熊寺	584	34	618	682	47	729
	42370	泉南市信達童子畑410	9018	1859	10877	12076	2595	14671
泉佐野岩出線(新)	42400	泉佐野市りんくう往来南	19174	4326	23500	25781	6179	31960
	42410	泉南市男里2丁目	12618	3301	15919	16765	4248	21013
	42420	泉南市信達岡中	10287	2131	12418	13467	2805	16268
和歌山貝塚線	42430	阪南市山中渓	1607	51	1658	1955	118	2073
	42440	泉南市信達市場	2202	47	2249	2866	58	2924
堺阪南線	61080	泉南市男里4丁目	9144	514	9658	11344	694	12038
鳥取吉見泉佐野線	61490	阪南市尾崎町5丁目	4851	163	5014	5811	306	6117
	61495	泉南市樽井8丁目	1451	45	1496	1737	88	1825

注）斜体で示した交通量は推計値。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（国土交通省）

全国道路・街路交通情勢調査は、定期的（5年毎）に調査を実施。

表2-2-5(2)　建設予定地周辺の主要道路における道路交通量（令和3年度）

（単位：台）

路線名	区間番号	交通量観測地点名	平日昼間12時間（7～19時）自動車類交通量			平日24時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
新家田尻線	61500	泉南郡田尻町吉見	3977	150	4127	4886	314	5200
大苗代岡田浦停車場線	61510	泉南市中小路1丁目	793	15	808	947	39	986
岡田浦停車場線	61520	－	*4329*	*382*	*4711*	*5368*	*568*	*5936*
和泉砂川停車場線	61530	－	*5506*	*170*	*5670*	*6800*	*409*	*7209*
樽井停車場樽井線	61540	泉南市樽井6丁目	2282	54	2336	2797	146	2943
東鳥取南海線	61550	泉南市男里4丁目	3008	287	3295	3786	432	4218
	61560	阪南市鳥取中	7621	433	8054	9291	777	10068
自然田鳥取荘停車場線	61570	阪南市さつき台1丁目	7210	339	7549	8998	665	9663
尾崎停車場線	61580	－	*4329*	*382*	*4711*	*5368*	*568*	*5936*
和歌山阪南線	61910	阪南市黒田	13407	548	13955	16565	1158	17723
	61920	阪南市箱作	6916	310	7226	8789	460	9249
	61930	－	*6730*	*230*	*6960*	*8629*	*349*	*8978*

注）斜体で示した交通量は推計値。

出典：「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（国土交通省）

全国道路・街路交通情勢調査は、定期的（5年毎）に調査を実施。

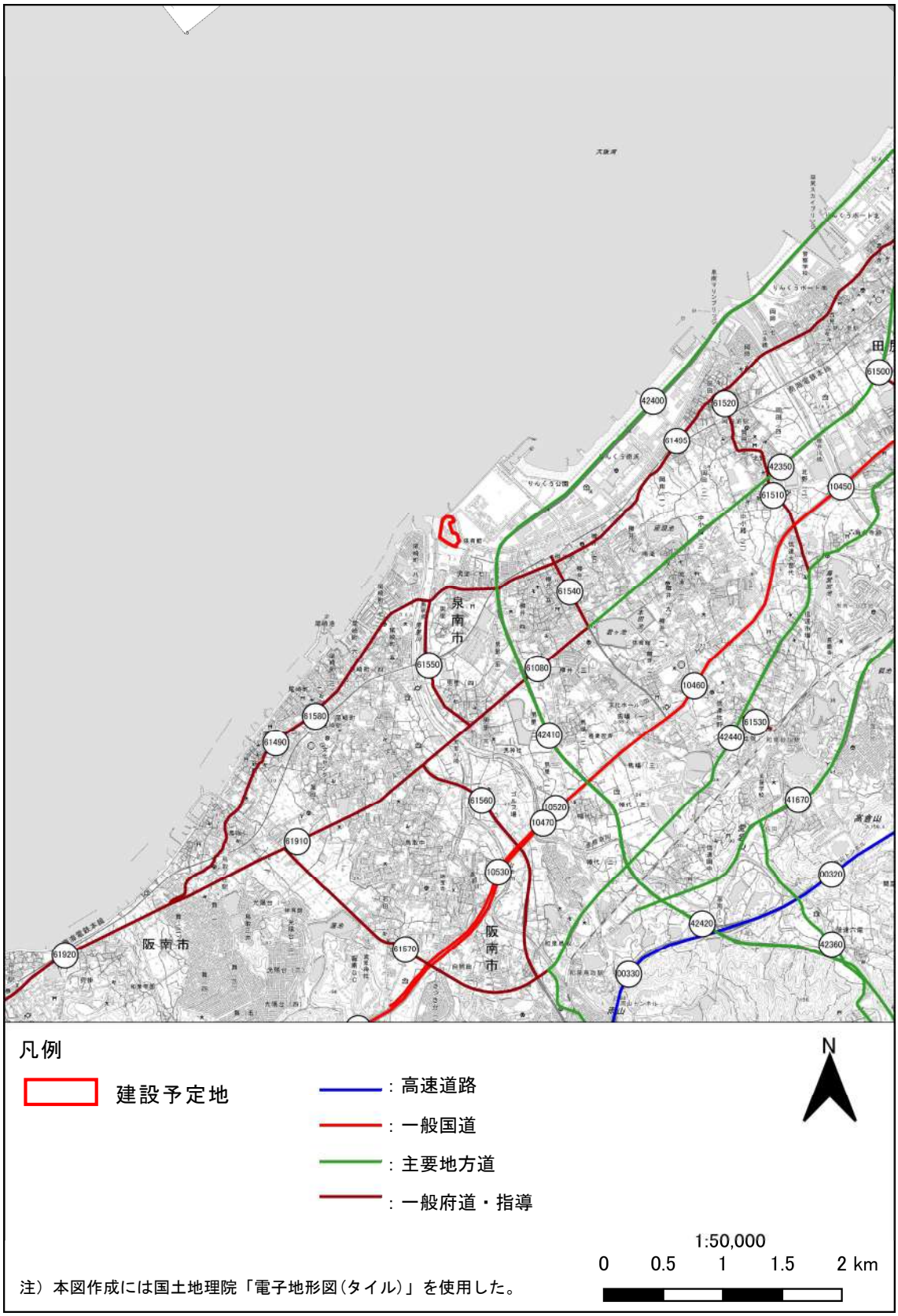

図2-2-4　道路交通量調査地点

出典：「令和3年度　全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査(可視化ツール)（https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-data/census_visualization2/index.html#13/35.6823/139.7550）」（令和4年10月閲覧、国土交通省）

2-2-5 関係法令

(1) 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」（平成5年、法律第91号）第16条に基づき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められている。

また、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年、法律第105号）第7条に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として定められている。

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準を表2-2-6に示す。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質の10項目について定められている。

表2-2-6　大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10　ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m^{3}以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04　ppmから0.06　ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m^{3}以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m^{3}以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m^{3}以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^{3}以下であること。

備考
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中世ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微笑粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年、環境庁告示第4号）
「微笑粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年、環境省告示第33号）

② 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準を表2-2-7及び表2-2-8に示す。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準として定められており、人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に適用され、生活環境の保全に関する環境基準は公共用水域ごとに水域類型が指定されている。

建設予定地周辺を流れる男里川は、全域がA類型及び生物Bに指定されている。建設予定地周辺の海域は大阪湾であり、水域は大阪湾（4）に分類され、A類型に指定され、全窒素・全りん及び水生生物の保全に係る環境基準については、類型指定されていない。

表2-2-7　人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4－ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

表2-2-8（1）　生活環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100mL以下
A	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL以下
B	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100mL以下
C	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に揚げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	－

《備　考》

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
3. 水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU／100mL 以下とする。
4. 水産１級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
6. 類型指定された水域におけるBODの判定は、75%値が環境基準以下の場合に達成するものとしている。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
《備　考》 1.基準値は年間平均値とする。				

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

表2-2-8（2）　生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基　　準　　値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽出部質(油分)
A	水産１級 水浴、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産２級 工業用水及びＣ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	－	－
《備　考》 1.自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20 CFU／100mL以下とする。 2. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基　準　値	
		全窒素	全リン
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水　産　1　種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.3 mg/以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水　産　3　級 工　業　用　水 環境生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

《備　考》
1. 基準値は年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

《備　考》
1. 基準値は年間平均値とする。
2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年、環境庁告示第59号）

③ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2-2-9に示す。

表2-2-9　地下水の水質汚濁に係る環境基準

項　　目	基　準　値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
1,2－ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1－ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1－トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2－トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3－ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4－ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオン濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1,2-ジクロロエチレン濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年、環境庁告示第 10 号）

④ 騒音

騒音に係る環境基準を表2-2-10に示す。地域の類型は、土地利用の状況によって「ＡＡ」、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」の4種の地域の類型に分けて定められており、阪南市における類型の当てはめは表2-2-11に示すとおりであり、建設予定地はC類型に指定されている。

表2-2-10　騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 （午前6時から午後10時）	夜間 （午後10時から翌午前6時）
ＡＡ	50デシベル以下	40デシベル以下
Ａ及びＢ	55デシベル以下	45デシベル以下
Ｃ	60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 （午前6時から午後10時）	夜間 （午後10時から翌午前6時）
Ａ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
Ｂ地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 （午前6時から午後10時）	夜間 （午後10時から翌午前6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

注）1.「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいうものとする。
　①　道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）。
　②　①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路。
2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
　①　2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15メートル。
　②　2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20メートル。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年、環境庁告示第64号）

表2-2-11　騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、
B	第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域 用途地域の指定のない地域
C	近隣商業地域、準工業地域

（備考）1. Ａ類型、Ｂ類型及びＣ類型とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の第1の表に掲げる類型を示す。

2. この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定められた区域をいう。

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」（平成22年、阪南市告示第67号）

⑤ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準を表2-2-12に示す。

なお、本環境基準値は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表2-2-12の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しないこととされている。

表2-2-12　土壌の汚染に係る環境基準

項　　目	基　　準　　値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2－ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2－ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1－トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2－トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3－ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4－ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表（記載略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄（記載略）に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年、環境庁告示第46号）

⑥ ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準を表2-2-13に示す。

表2-2-13　ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準

媒　　体	基　準　値
大気	0.6pg-TEQ／m^3以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ／Ｌ以下
水底の底質	150pg-TEQ／ｇ以下
土壌	1,000pg-TEQ／ｇ以下

注）1. pgはピコグラムを表し、1pgは1兆分の1ｇ。
2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。
3. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/ｇ以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年、環境庁告示第68号）

(2) 規制基準等

① 大気汚染

大気汚染物質については、「大気汚染防止法」（昭和43年、法律第97号）のほか「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年、大阪府条例第6号）により、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が定められている。

(ｱ) 硫黄酸化物に関する基準

ｱ. K 値規制

硫黄酸化物については、「大気汚染防止法」により、地域区分ごとに定められた規制基準が適用されている。K値（地域別に定める定数）を表2-2-14に示す。対象事業に適用される排出基準は以下のとおりであり、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においても法と同じ基準が定められている。

建設予定地の阪南市は、B地域に指定されている。

$$q = K \times 10^{-3} He^{2}$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（単位：温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したm^3 毎時）
K：地域別に定める定数（対象事業に適用される値：1.75）
He：補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）

表2-2-14　Kの値

区域	K の値	
	昭和 49 年 3 月 31 日以前に設置	昭和 49 年 4 月 1 日以降に設置
阪南市	3.5	1.75

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

ｲ. 総量規制

工場・事業場が集積しており、施設ごとの排出規制（K値規制）のみでは環境基準の達成が困難と考えられる一定地域を国が指定し（現在24地域）、都道府県知事により、総量削減計画が作成されている。建設予定の位置する阪南市は、「大気汚染防止法」第5条の2第1項に基づく政令で定めるｂ-2地域に指定されており、硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。総量規制基準・燃料使用基準を表2-2-15に示す。

総量規制基準の基本式は、使用する原燃料が増大するに応じて、排出許容量が低減するような規制式で表される（原燃料使用量方式）。

$$Q = a \times W^b$$

Q：排出許容量（単位：温度零度・圧力1気圧の状態に換算したm^3 毎時）
W：特定工場等における全ばい煙発生施設の使用原燃料の量（重油換算、kL毎時）
a：削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数
b：0.80 以上 1.0 未満で、都道府県知事が定める定数

新設された特定工場等及び増設のあった特定工場等に対しては、一般の総量規制基準より厳しい特別の総量規制基準が適用される。

$$Q = a \cdot W^b + r \cdot a \{ (W + W_i)^b - W^b \}$$

W_i：都道府県知事が定める日以後に特定工場等に新設又は増設される全ばい煙発生施設において使用される原燃料の量
r ：0.3 以上 0.7 以下の範囲内で定める定数

表2-2-15　総量規制基準・燃料使用基準

適用地域	規制値
阪南市	① $Q = 5.0W^{0.85}$ ② $Q = 5.0W^{0.85} + 0.3 \times 5.0 \{ (W + W_i)^{0.85} - W^{0.85} \}$ ③ 0.8%以下（0.5ｋL 以上 0.8ｋL 未満） 1.0%以下（0.5ｋL 未満）

注）1.①：総量規制基準、②：特別総量規制基準、③：燃料使用基準
2.①及び②は、設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において、定格で使用される原料及び燃料の量を重油に換算した量が１時間あたり0.8ｋL 以上のものについて適用される。
3.③は、上記の合計量が1 時間あたり0.8ｋL 未満の工場等について適用される。新設基準の適用日は昭和52 年10 月1 日。
出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）
「硫黄酸化物総量規制基準及び燃料使用基準」（昭和52年、大阪府告示第1322号）

(ｲ) ばいじんに関する基準

ばいじんについては、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。

対象事業に適用される排出基準は、表2-2-16に示すとおりである。

表2-2-16　廃棄物焼却炉のばいじんに係る規制基準（g/m³N）

大気汚染防止法				条例			
処理能力	On	既設	新設 (H10.7.1～)	規模等		A 地域	B 地域 C 地域
4t/h 以上	12	0.08	0.04	火格子面積が 1m² 以上 2m² 未満であるか、焼却能力が 100kg/h 以上 200kg/h 未満	連続炉	0.15	0.50
2～4t/h	12	0.15	0.08		連続炉以外	0.15	0.50
2t/h 未満	12	0.25	0.15				

注）1.排出基準の単位は、温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³当たりのグラムとする。
2.廃棄物焼却炉に係るばいじんの量は、次式により補正されたばいじんの量とする。

$$補正値 = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s$$

C_s：日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（g）
O_s：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（%）
O_n：換算酸素濃度（%）（廃棄物焼却炉の場合は12%）

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

(ｳ) 窒素酸化物に関する基準

窒素酸化物については、「大気汚染防止法」に基づき、ばい煙発生施設の種類、使用燃料の種類及び規模ごとに定められた排出基準が適用される。対象事業に適用される窒素酸化物に係る排出基準は、表2-2-17のとおりである。

表2-2-17　廃棄物焼却炉の窒素酸化物に係る規制基準

施設の種類		規模	定格排ガス量 （万 Nm³/h）	排出基準値 （cm³）
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却をおこなうもの（連続炉に限る。）		火格子面積が 2m³ 以上あるいは、焼却能力が 200kg/h 以上	すべて	450
廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）			4 以上	250
			4 未満	700
上記以外の廃棄物焼却炉	連続炉	火格子面積が 2m³ 以上あるいは、焼却能力が 200kg/h 以上	すべて	250
	連続炉以外		4 以上	

注）窒素酸化物の量は、次式により算出されたものとする。

$$C = \frac{21-O_n}{21-O_s} \cdot C_s$$

C　：窒素酸化物の量（cm³）
O_n：換算酸素濃度（%）（廃棄物焼却炉の場合は12%）
O_s：排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（%）
C_s：日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m³中の量に換算したもの（m³）

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年、政令第329号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年、厚生省・通商産業省令第1号）

② 騒音に係る規制

(ｱ) 工場又は事業場騒音

工場又は事業場に対しては、「騒音規制法」（昭和43年、法律第98号）により、「特定施設」を有する工場又は事業場からの騒音を規制の対象としている。

また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律の対象以外の施設についても規制の対象としている。

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準を表2-2-18に示す。

建設予定地は第3種区域に指定されている。

表2-2-18　騒音規制法に基づく規制基準

区域の区分＼時間の区分		昼　間 午前8時から 午後6時まで	朝　夕 午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで	夜　間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域		65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
	その他の区域	70デシベル	60デシベル	60デシベル

（備考）

1 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。但し、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。

2 「第1種区域」、「第2種区域」、「第3種区域」及び「第4種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1)第1種区域　都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

(2)第2種区域　都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(3)第3種区域　都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4)第4種区域　都市計画法第2章の規定により定められた工業地域

3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するものであって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの同日において既に着工されているものを含む。並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成1年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」
（昭和43年、農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年、大阪府条例第6号）
「騒音規制法に基づく指定地域の騒音規制基準」（平成22年、阪南市告示第69号）

(イ) 道路交通騒音

「騒音規制法」では、自動車騒音が要請限度を超え、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると市町村長が認める場合には、公安委員会に対し道路交通法の規定による自動車の通行禁止、最高速度の制限等の措置をとるよう要請することができるとしている。特に必要があると認めるときは、当該道路部分の構造の改善及びその他自動車の走行に伴う騒音が減少するよう、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるとしている。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表2-2-19に示す。

表2-2-19　自動車騒音の要請限度

区　域　の　区　分	時　間　の　区　分	
	昼　　間 午前6時から 午後10時まで	夜　　間 午後10時から翌日 の午前6時まで
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

昼　　間 午前6時から午後10時	夜　　間 午後10時から翌日の午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

備考

a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年、総理府令第15号）

(ｳ) 特定建設作業騒音

「騒音規制法」では、工業専用地域等を除く区域を対象にくい打機等を使用する特定建設作業を行う場合には、作業に伴って発生する騒音の大きさ、時間制限等に関する規制基準を定めている。また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律の対象以外の特定建設作業についても規制の対象としている。

特定建設作業に係る規制基準を表2-2-20に示す。

建設予定地は2号区域に指定されている。

表2-2-20　特定建設作業に係る規制基準

適用	特定建設の種類
騒音規制法又は大阪府生活環境の保全等に関する条例	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
	2. びょう打機を使用する作業。
	3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
	4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
	5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
	6. バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。）
	7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。）
	8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。）
大阪府生活環境の保全等に関する条例	9. 6又は7に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業
	10. コンクリートカッターを使用する作業。（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
	11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

区　分	基準値 (敷地境界)	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1号区域	85デシベル	午前7時～ 午後7時	1日あたり10時間	連続6日間	日曜その他の休日を除く日
2号区域	85デシベル	午前6時～ 午後10時	1日あたり14時間	連続6日間	日曜その他の休日を除く日

備考

1. 1号区域とは、第１，２種低層住居専用地域、第１，２種中高層住居専用地域、第１，２種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲８０メートルの区域内
2. 2号区域とは、1号区域以外の地域

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年、政令第324号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域」
（平成22年、阪南市告示第70号）

③ 振動に係る規制

(ｱ) 工場又は事業場振動

工場又は事業場に対しては、「振動規制法」（昭和51年、法律第64号）により、「特定施設」を有する工場又は事業場からの振動を規制の対象としている。

また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律の対象以外の施設についても規制の対象としている。

振動規制法及び環境の大阪府生活環境の保全等に関するする条例に基づく規制基準を表2-2-21に示す。

建設予定地は第2号区域（Ⅰ）に指定されている。

表2-2-21　振動規制法に基づく規制基準

区域の区分＼時間の区分		昼　間 午前８時～午後７時	夜　間 午後７時～翌日の午前８時
第 1 種 区 域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種 区 域（Ⅰ）		65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60 デシベル	55 デシベル
	その他の区域	65 デシベル	60 デシベル

備　考

１測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

２「第1種区域」、「第2種区域（Ⅰ）」及び「第2種区域（Ⅱ）」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。

(1)第1種区域　都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(2)第2種区域（Ⅰ）　都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(3)第2種区域（Ⅱ）　都市計画法第2章の規定により定められた工業地域

３「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年、環境庁告示第90号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）
「振動規制法に基づく規制基準の設定」（平成22年、阪南市告示第73号）

(イ) 道路交通振動

「振動規制法」では、道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると市町村長が認める場合、道路管理者に対し、当該道路の部分について道路交通振動防止のため舗装、維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請し、又は、公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することとしている。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表2-2-22に示す。

表2-2-22　振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分／区域の区分	昼　　間 午前6時から 午後9時まで	夜　　間 午後9時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備　考

第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年、総理府令第58号）

(ｳ) 特定建設作業振動

「振動規制法」では、工業専用地域を除く区域を対象にくい打機等を使用する特定建設作業を行う場合には、作業に伴って発生する振動の大きさ、時間制限に関する規制基準を定めている。また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律以外の特定建設作業についても規制基準を定めている。

特定建設作業に係る規制基準を表2-2-23に示す。

建設予定地は2号区域に指定されている。

表2-2-23　特定建設作業に係る規制基準

適用法条例	特　定　建　設　作　業　の　種　類
振動規制法又は大阪府生活環境の保全等に関するに関する条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
	2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	3. 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）
	4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50mを超えない作業に限る。）
大阪府生活環境の保全等に関するに関する条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショ ベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業

区　分	基準値（敷地境界）	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午前 7 時～午後 7 時	1 日あたり 10 時間	連続 6 日間	日曜その他の休日を除く日
2 号区域	75 デシベル	午前 6 時～午後 10 時	1 日あたり 14 時間	連続 6 日間	日曜その他の休日を除く日

備考

1. 第1、2種低層住居専用地域、第1、2種中高層住居専用地域、第1、2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途指定のない地域、工業地域及び条例の追加規制地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内
2. 2号区域とは、1号区域以外の地域

出典：「騒音規制法施行令」（昭和43年、政令第324号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）
「振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制地域の区分」（平成22年、阪南市告示第75号）

④ 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」（昭和46年、法律第91号）では、第1号（敷地境界線）、第2号（排出口）及び第3号（排出水）の3種類の濃度規制基準が定められている。

大阪府では、府内全域が悪臭防止法の規制地域となっており、阪南市では、臭気指数による規制が行われている。

悪臭に係る規制基準を表2-2-24に示す。

表2-2-24　悪臭に係る規制基準

規制項目	臭気指数規制基準値
1 号基準 敷地境界線上の規制基準	臭気指数 10
2 号基準 気体排出口の規制基準	法で定められた計算式により求められた臭気強度または臭気指数
3 号基準 排出水の規制基準	臭気指数 26

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年、総理府令第39号）

⑤ 土壌汚染に係る規制

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成14年、法律第53号）に基づき、特定有害物質の濃度基準が定められている。また、大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により、法律以外の項目についても基準を定めている。

土壌溶出量基準及び土壌含有量基準を表2-2-25に示す。

表2-2-25　土壌溶出量基準及び土壌含有量基準

種別			項目	溶出量基準	第２溶出量基準	含有量基準
大阪府生活環境の保全等に関する条例	土壌汚染対策法	第一種特定有害物質	ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	－
			四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	－
			1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	－
			1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.1 mg/L 以下	1mg/L 以下	－
			1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04 mg/L 以下	0.4 mg/L 以下	－
			1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	－
			ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	－
			ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	－
			1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1 mg/L 以下	3 mg/L 以下	－
			1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	－
			ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	－
			ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	0.01 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	－
		第二種特定有害物質	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	45 mg/kg 以下
			六価ｸﾛﾑ化合物	0.05 mg/L 以下	1.5 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
			ｼｱﾝ化合物	検出されないこと	1 mg/L 以下	遊離ｼｱﾝ 50mg/kg 以下
			水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	15 mg/kg 以下
			ｱﾙｷﾙ水銀	検出されないこと	検出されないこと	－
			ｾﾚﾝ及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
			鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
			砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
			ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	24 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
			ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	30 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
		第三種特定有	ｼﾏｼﾞﾝ	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	－
			ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	0.02 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	－
			ﾁｳﾗﾑ	0.006 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	－
			ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾌｪﾆﾙ	検出されないこと	0.003 mg/L 以下	－
			有機燐	検出されないこと	1 mg/L 以下	－
	ダイオキシン類			－	－	1,000pg-TEQ/g 以下

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成14年、環境省令第29号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年、大阪府規則第81号）

2-2-6 その他の事項

(1) 環境の保全上配慮が必要な学校や病院等の施設及び住宅の配置

① 学校や病院等

建設予定地の周辺における学校、保育園、幼稚園及び児童館の一覧を表 2-2-26 に、位置は図 2-2-5 に、病院の一覧を表 2-2-27 に、位置は図 2-2-6 に、福祉施設等の一覧を表 2-2-28 に、位置は図 2-2-7 に示す。

特に、建設予定地の近傍には浜風こども園があるため、収集車両、工事搬入搬出車両には留意する必要がある。

表2-2-26　学校、保育園、幼稚園及び児童館一覧

区分	番号	名称	住所
小学校	小1	泉南市立 樽井小学校	泉南市樽井4丁目29-1
	小2	阪南市立尾崎小学校	阪南市尾崎町5丁目33-8
高等学校	高1	大阪府立りんくう翔南高等学校	泉南市樽井2丁目35-54
保育所等・幼稚園等	保1	ニチイキッズ泉南保育園	泉南市樽井8丁目7-5
	保2	あいうえお 尾崎園	阪南市下出39-7福森ビル1F
	保3	Little 愛 Land	泉南市樽井3丁目37-3
	保4	浜風こども園	泉南市男里7丁目9-15
	保5	たるいこども園	泉南市樽井6丁目9-10
	保6	認定こども園 飛鳥ゆめ学舎	阪南市尾崎町5丁目33
児童館	児1	泉南市立青少年センター別館（児童館）	泉南市樽井9丁目16-2
	児2	阪南市立学童保育所尾崎留守家庭児童会	阪南市尾崎町5丁目33-8
	児3	泉南市立学童保育樽井小学校 チビッコホーム	泉南市樽井4丁目29-1

注）番号は、図2-2-5 に対応している。
出典：「国土数値情報　福祉施設データ（令和3年度）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html)」（令和6年4月閲覧、国土交通省）（６月１７日組合修正）

表2-2-27　病院一覧

区分	番号	名称	住所
	病1	社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会新泉南病院	泉南市りんくう南浜3-7
	病2	ひがき眼科	泉南市樽井5丁目29-20
	病3	イケブチ歯科	泉南市樽井5丁目33-25
	病4	藤澤歯科医院	泉南市樽井5丁目39-12
	病5	医療法人三優会 青木整形外科	泉南市樽井5丁目37-17
	病6	医療法人亮仁会 曽和内科クリニック	泉南市樽井5丁目37-15
	病7	山上医院	泉南市樽井6丁目10-7
	病8	医療法人悠真会 すずもと耳鼻咽喉科	泉南市樽井2丁目33-27
	病9	医療法人若狭歯科医院	泉南市樽井6丁目3-19
	病10	医療法人 泉心会 吉田歯科クリニック	泉南市樽井4丁目18-51
	病11	イッセイ心臓内科クリニック	泉南市樽井2丁目33-12
	病12	のがみ泉州リハビリテーションクリニック	泉南市樽井1丁目4-11
	病13	医療法人たじま歯科	泉南市樽井2丁目23-5
	病14	医療法人 晴心会 野上病院	泉南市樽井1丁目2-5
	病15	かめもと歯科医院	泉南市男里6丁目14-3
	病16	医療法人 中井医院	阪南市尾崎町8丁目1-2
	病17	こうち歯科	阪南市尾崎町4丁目16-15-1
	病18	玉井内科クリニック	阪南市尾崎町2丁目12-11
	病19	まつかわ脳神経外科クリニック	阪南市尾崎町2丁目5-24
	病20	医療法人 岡胃腸科・内科	阪南市下出262-3
	病21	こばた眼科	阪南市下出738-1
	病22	つちだ歯科医院	阪南市尾崎町112-10ネゴロ第1ビル1F
	病23	医療法人 福森歯科	阪南市尾崎町106-1
	病24	伊﨑歯科医院	阪南市尾崎町2丁目2-9
	病25	角谷内科医院	阪南市下出164-2
	病26	医療法人 葛原耳鼻咽喉科	阪南市下出105-1
	病27	上野山眼科	阪南市下出719-1サンウエルビル2階
	病28	三井歯科医院	阪南市下出719-1
	病29	社会医療法人生長会 阪南市民病院	阪南市下出17
	病30	谷口クリニック	阪南市下出37-5中村ビル2階
	病31	はじめメンタルクリニック	阪南市下出51-5
	病32	くすもと整形外科	阪南市尾崎町90-1
	病33	くき歯科医院	阪南市尾崎町93-9九鬼ビル1F
	病34	森井歯科クリニック	阪南市尾崎町1丁目8-28
	病35	野村内科	阪南市下出40-11ネゴロビル1F
	病36	あまの皮ふ科	阪南市尾崎町53-1MKビル2F
	病37	大河内歯科医院	阪南市下出41-4ヨシトビル2F
	病38	こばやし矯正歯科	阪南市下出45-2コモド尾崎1F
	病39	岡野歯科医院	阪南市尾崎町87-1
	病40	高松泌尿器科	阪南市新町52-1
	病41	細濱歯科医院	阪南市黒田582-5

注）番号は、図2-2-6に対応している。
出典：「国土数値情報　医療機関データ（令和2年度）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html）」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

表2-2-28　福祉施設等一覧

区分	番号	名称	住所
福祉施設	福1	あいぴあデイサービスセンター	泉南市樽井1-8-47
	福2	ライフケア尾崎	阪南市尾崎町204-6
	福3	泉南特別養護老人ホームなでしこりんくう	泉南市りんくう南浜3-7
	福4	なでしこりんくう在宅介護支援センター	泉南市りんくう南浜3-7
	福5	介護福祉施設ぶどう	泉南市樽井7丁目23-3
	福6	社会福祉法人ブロードハーモニィー特別養護老人ホームふれ愛四季の郷	阪南市 尾崎町504-1
	福7	尾崎あいホーム二番館	阪南市下出274-1
	福8	泉南市立鳴滝老人憩の家	泉南市樽井8丁目3-1
	福9	住宅型有料老人ホーム みどりの苑 泉南市	泉南市男里7丁目11-8
	福10	グループホームほうゆう	泉南市男里5丁目18-5
	福11	泉南ふれ愛の里	泉南市樽井4丁目33-4

注）番号は、図2-2-7 に対応している。
出典：「国土数値情報　福祉施設データ（令和3年度）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html）」（令和6年4月閲覧、国土交通省国土政策局）

② 住宅

建設予定地の周辺の住宅の状況は、男里川を挟んで、建設予定地の西側約40mに住宅があり、東側約200mに住宅が存在する。

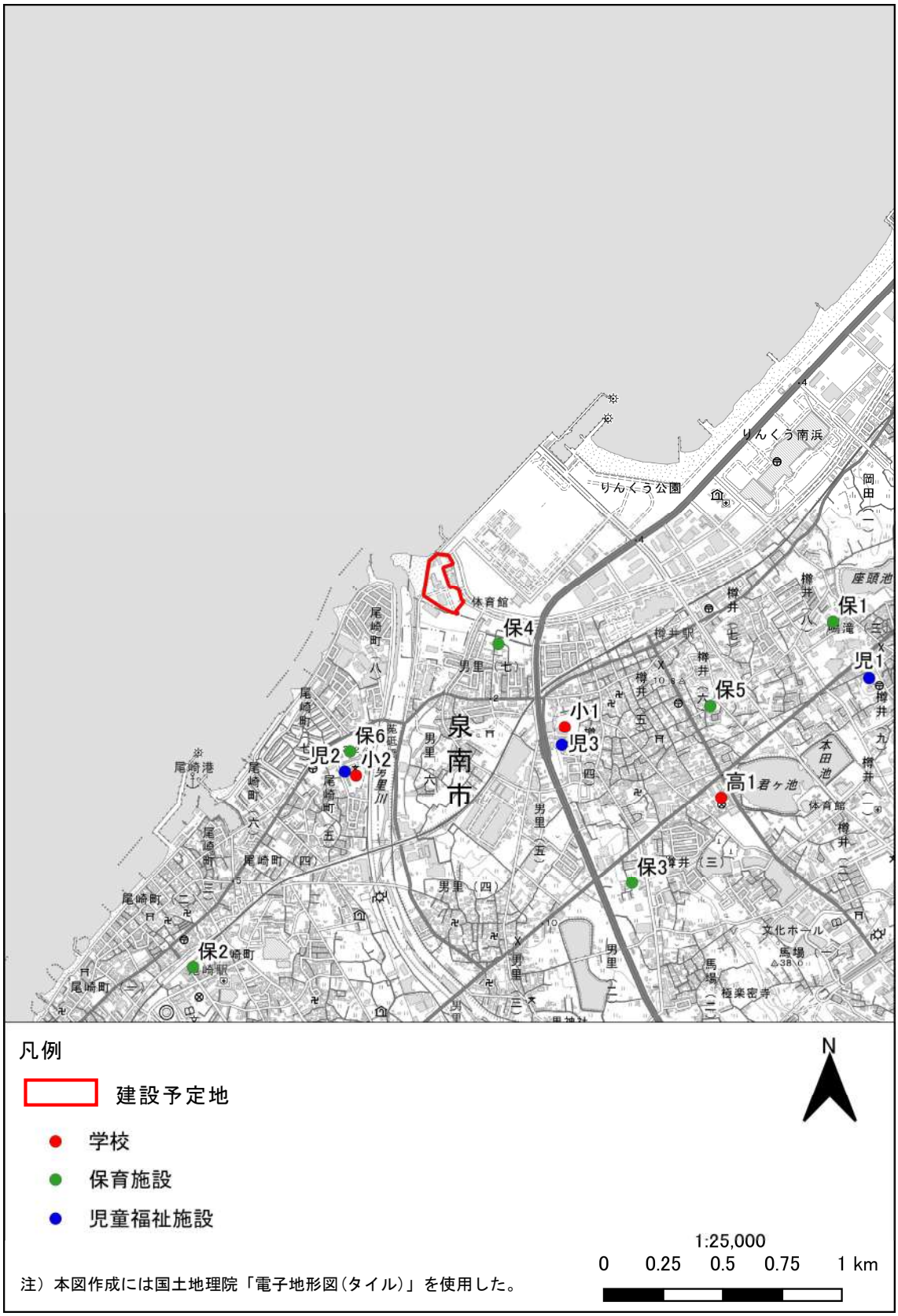

注）本図作成には国土地理院「電子地形図(タイル)」を使用した。

図2-2-5　学校等の位置

出典：「国土数値情報　福祉施設データ（令和3年度）(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html)」(令和6年4月閲覧、国土交通省）（６月１７日組合修正）

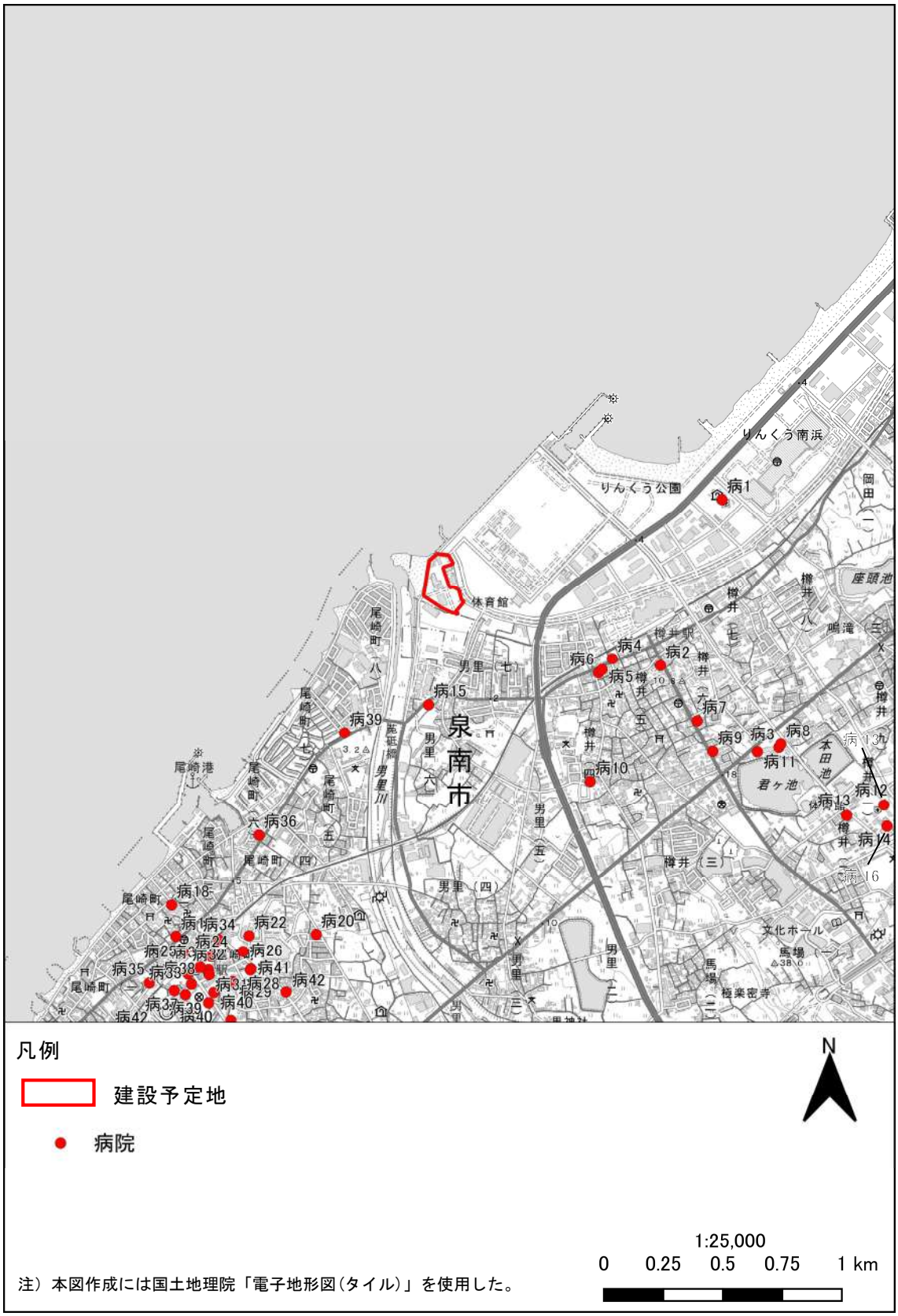

注）本図作成には国土地理院「電子地形図(タイル)」を使用した。

図2-2-6　病院の位置

出典：「国土数値情報　医療機関データ（令和2年度）（https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P04-v3_0.html)」（令和6年4月閲覧、国土交通省）

注）本図作成には国土地理院「電子地形図(タイル)」を使用した。

図2-2-7　福祉施設等の位置

出典：「国土数値情報　福祉施設データ（令和3年度）(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-P14.html)」(令和6年4月閲覧、国土交通省)

(2) 史跡、文化財

建設予定地周辺における史跡、文化財の状況として、指定文化財は表 2-2-29、図 2-2-8 に、埋蔵文化財は表 2-2-30、図 2-2-9 に示す。

指定文化財については、国から指定された「男神社拝殿及び幣殿」、「成子家住宅主屋」及び大阪府から指定された「光平寺石造五輪塔」が存在する。

埋蔵文化財については、建設予定地周辺に「天神ノ森遺跡」、「福島遺跡」、「キレト遺跡」等が存在する。

現工場が稼働中であるが、影響は確認されていない。建設予定の新施設の規模は現工場より小さく、環境負荷が小さくなることから影響がないと考えられる。また、建設予定地周辺に指定文化財、埋蔵文化財はない

表2-2-29　指定文化財の指定状況

指定	番号	種別	名称	住所	指定年月日
国	1	建築物	男神社 男神社拝殿及び幣殿 男神社旧拝殿及び幣殿（社務所） 男神社透塀	泉南市男里 3 丁目 16-1	2017.10.27
	2	建築物	成子家住宅 成子家住宅主屋 成子家住宅離れ 成子家住宅表門 成子家住宅塀 成子家住宅酒蔵一 成子家住宅酒蔵二 成子家住宅酒蔵三 成子家住宅酒蔵四 成子家住宅土蔵一 成子家住宅土蔵二	大阪府阪南市尾崎 3-13-6	2001.10.12
大阪府	3	建築物	男神社本殿 末社若宮神社本殿	泉南市男里 3 丁目 16-1	2016.4.5
			光平寺石造五輪塔	泉南市男里 3 丁目 5-26	1977.3.31

注）番号は、図2-2-8に対応している。
出典：「大阪府内指定等文化財一覧表（https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteiichiran.html）」（令和 6 年 4 月閲覧、大阪府）

表2-2-30　埋蔵文化財の指定状況

番号	名称	種類
1	福島遺跡	-
2	氏の松遺跡	集落跡
3	天神ノ森遺跡	散布地
4	高田遺跡	集落石
5	男里北遺跡	散布地
6	戒畑遺跡	集落跡
7	尾崎海岸遺跡	生産遺跡
8	尾崎清水遺跡	散布地
9	馬川北遺跡	散布地、集落跡
10	馬川遺跡	散布地
11	内畑遺跡	散布地
12	黒田北遺跡	散布地
13	皿田池古墳	古墳
14	男里遺跡	集落跡
15	光平寺跡	社寺跡
16	専徳寺遺跡	集落跡
17	樽井南遺跡	集落跡、生産遺跡
18	男里東遺跡	集落跡
19	長山遺跡	集落跡
20	山ノ宮遺跡	散布地
21	前田池遺跡	集落跡
22	座頭池遺跡	散布地
23	本田池遺跡	集落跡
24	キレト遺跡	散布地
25	根来街路	その他

注）番号は、図2-2-9に対応している。
出典：「大阪府地図情報システム（https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/）」（令和 6 年 4 月閲覧、大阪府）

注）本図作成には国土地理院「電子地形図（タイル）」を使用した。

図2-2-8　指定文化財の位置

出典：「大阪府内指定等文化財一覧表（https://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteiichiran.html）」（令和６年４月閲覧、大阪府）

図2-2-9　埋蔵文化財の位置

出典：「大阪府地図情報システム（https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/）」（令和 6 年 4 月閲覧、大阪府）